

京都の文化財

(第六集)

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府下各地域に密着した文化財に対する、新たな関心が育まれてきました。また、このことが契機となつて市町村の文化財保護条例も、昭和六十二年三月現在で三八市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が高揚しつつあることは、たいへん喜ばしいことであります。

京都府ではこのたび、条例に基づく第六回目の指定、登録、決定を行いました。今回の指定、登録、決定はあわせて三八件で、これまでの合計は三五一件となりました。このうち、七件が国の重要文化財に指定されたことと、二件が登録から指定に変更されたことにより、現在の指定、登録、決定の実数は三四二件であります。

この第六集は今回指定、登録、決定された文化財を網羅したものです。刊行にあたり文化財所有者・関係機関の皆さま方の多大の御協力に対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの五集とあわせて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸甚であります。

昭和六十三年三月

京都府教育委員会

教育長

西 野 是 夫

凡例

一、本図録は、第六回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

有形文化財・有形民俗文化財

名称 員数 (指定・登録の別)

所在地

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

無形民俗文化財

名称 (指定・登録の別)

保護団体

所在地

解説

史跡名勝天然記念物

名称 (指定・登録の別)

所在地

解説

文化財環境保全地区

名称

所在地

所有者

解説

四、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

安国寺・(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター

同志社大学考古学 会・(株) 岡墨光堂

序 文

目 次

凡 例

有形文化財

建築物

天竜寺勅使門・中門
 酬恩庵虎丘庵・総門・中門
 安国寺仏殿・方丈・庫裏・山門・
 鐘楼

岡田国神社本殿・拝殿・舞台・
 南・北氏子詰所

武尾神社本殿
 荒井神社本殿

美術工芸品

絵画

絹本着色徳川市姫像
 絹本着色松井康之像
 絹本着色松井与八郎像

彫刻

木造僧形坐像
 当尾磨崖仏

不動明王立像
 毘沙門天立像

木造地藏菩薩坐像

工芸品

絵仏具
 懸仏

古文書

制札

京都市	1
田辺町	3
綾部市	6
木津町	10
園部町	13
八木町	14
京都市(清涼寺)	15
久美浜町(宗雲寺)	16
久美浜町(宝泉寺)	17
京都市(善願寺)	18
加茂町(八幡宮)	19
宮津市(如意寺)	20
加茂町(浄瑠璃寺)	21
丹波町(大福光寺)	22
園部町(生身天満宮)	23

制札
 制札
 制札
 東明寺文書
 制札

考古資料

大道寺経塚出土品
 銅経筒

有形民俗文化財

照国稻荷奉納船絵馬
 玉司稻荷奉納船絵馬

無形民俗文化財

民俗芸能
 宇治田原三社祭の舞物

風俗慣習

盛郷の上げ松
 殿の上げ松
 川合の上げ松
 亀島の精霊船行事
 宇良神社延年祭

史跡名勝天然記念物

史跡

湧田山古墳群
 名勝

養林庵書院庭園
 天然記念物

旧府知事公舎のエノキ

丹波町(大福光寺)	24
舞鶴市(金剛院)	25
宮津市(金剛心院)	26
久御山町(称名寺)	28
綾部市(光明寺)	29
京都市	30
久美浜町(円頓寺)	31
宮津市	33
宇治田原町	37
美山町	38
美山町	39
美山町	39
伊根町	40
伊根町	42
峰山町	43
宇治市	44
京都市	45

文化財環境保全地区

醍醐庵文化財環境保全地区

岡田国神社文化財環境保全地区

八幡宮文化財環境保全地区

荒井神社文化財環境保全地区

田辺町……………46

木津町……………47

加茂町……………48

八木町……………49

京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区件数一覧……………50

建造物

天竜寺 二棟

(指定)
京都市右京区嵯峨天竜寺芒の馬場町

天竜寺

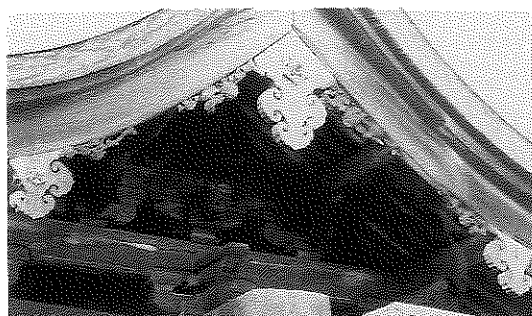
勅使門 四脚門、切妻造、銅板葺

附 土塀 二棟

中門 四脚門、切妻造、本瓦葺

勅使門 慶長十八年(一六二三)頃、中門 慶長七年(一六〇二)

天竜寺は、足利尊氏・直義兄弟が夢窓疎石を開山に迎えて創立した寺で、永い間五山の一位としてあった禅宗寺院である。伽藍はたび重なる罹災があり、とくに元治元年(一八六四)の兵乱による火災は全山を焼亡したと伝える。しかし、実際には今回とりあげた勅使門、中門など数棟のほか一部の塔頭建築が焼失を免れている。勅使門と中門は東面する伽藍の東端に位置し、土塀をはさんで南北に勅使門と中門がならぶ。勅使門は、慶長十八年頃に造営された慶長度内裏の御門を寛永十八年(一六四一)に拝領したものであることが最近中井家文書によって判明した。総檼造りの大型の四脚門で、桃山時代特有の豪壮さを見せる。親柱は円柱、控柱は几帳面取の角柱を用い、各柱上及び親柱筋冠木上に二個三斗組をのせて丸桁と親柱筋大虹梁をける。大虹梁上は笈形彫刻付大瓶束を中備三斗組の直上にのせて、台輪、三斗組で化粧棟木を受ける。前後控柱筋も中備として墓股を二個置く。妻は二重虹梁とし、笈形彫刻付大瓶束で化粧棟木を受け、二重虹梁下の中備に皿斗付花肘木を入れる。母屋桁の先端に実肘木と同様の繰り型をつける珍しい手法がみられる。軒は二軒繁垂木で地・飛檐とも垂木先に繰り形をつけている。屋根は近年銅板で葺きかえられているが、当初は桧皮葺と推定される。門の両脇に瓦の小口を化粧に使った



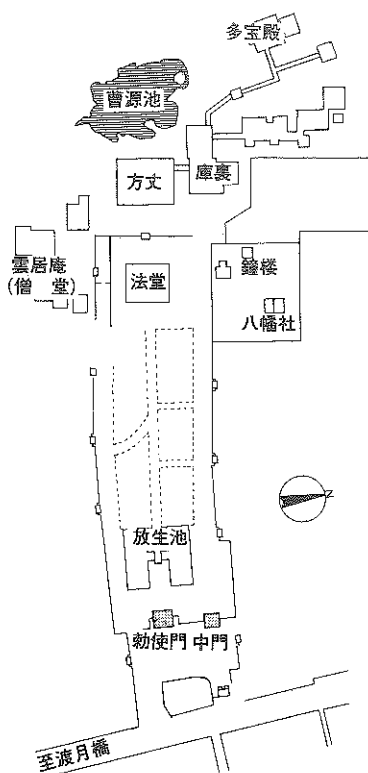
勅使門妻詳細



勅使門妻詳細



勅使門

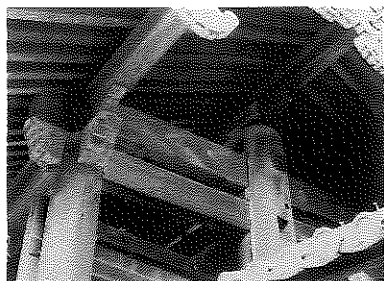


矩折の土塀が接続する。柄振板に桃山風の彫刻が見られるところから、この土塀も門とともに内裏にあったものを移したものとみられる。

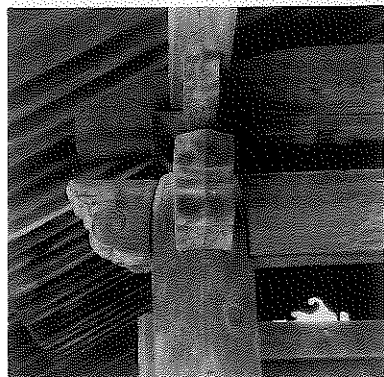
この門は、規模、構成などから検討して、内裏西側築地の南端近くにあった四脚御門を移した可能性が高く、同じ由緒をもつ南禅寺勅使門（重文、内裏日御門）や大徳寺勅使門（重文、内裏御唐門）と共通した特徴が認められる。近世初頭の桃山時代特有の装飾性が見事に發揮された質のきわめて高い四脚門の遺構である。

これに対して中門の方は親柱が棟を直接受ける禅宗様四脚門の形式をもつ。親柱、控柱ともに礎盤上に粽付の円柱をたて、親柱上は大斗肘木、控柱上は通実肘木を介して大斗で、それぞれ化粧棟木と丸桁を受ける。頭貫は側面は親柱を貫通し、正背面は虹梁形につくる。側面の丸桁をつなぐ位置に虹梁を親柱を貫通させて渡す。親柱筋は冠木、内法貫、頭貫でつなぎ、内法貫と蹴放に龕座をとりつけて棧唐戸を吊る。軒は二軒繁垂木で、屋根は本瓦葺である。

寺蔵記録に慶長七年（一六〇二）再建とあるが、単純にその時建立されたといえない問題が残る。禅宗様四脚門は中世特有の門形式であり、当中門はゆるやかな勾配の軒、虹梁に眉や絵様のない点、木鼻の形式など室町期の建築的特色を示す。また各所に大がかりな補修の跡や不明の痕跡がある。以上のことを総合すると、前身建物部材利用による再建が考えられる。慶長七年がその再建時期にあたるのであろう。建立、修理経過に不明な点が多いが、中世にさかのぼる前身建物の部材を残す本格的な禅宗様四脚門の遺構として貴重である。



中門妻詳細



控柱柱頭部



中 門

酬 恩 庵 三 棟

(指定)

綴喜郡田辺町大字薪

酬恩庵

虎丘庵 桁行五・六m、梁行五・一m、一重、寄棟造、檜皮葺、水屋附属、棧瓦葺

総門 棟門、本瓦葺

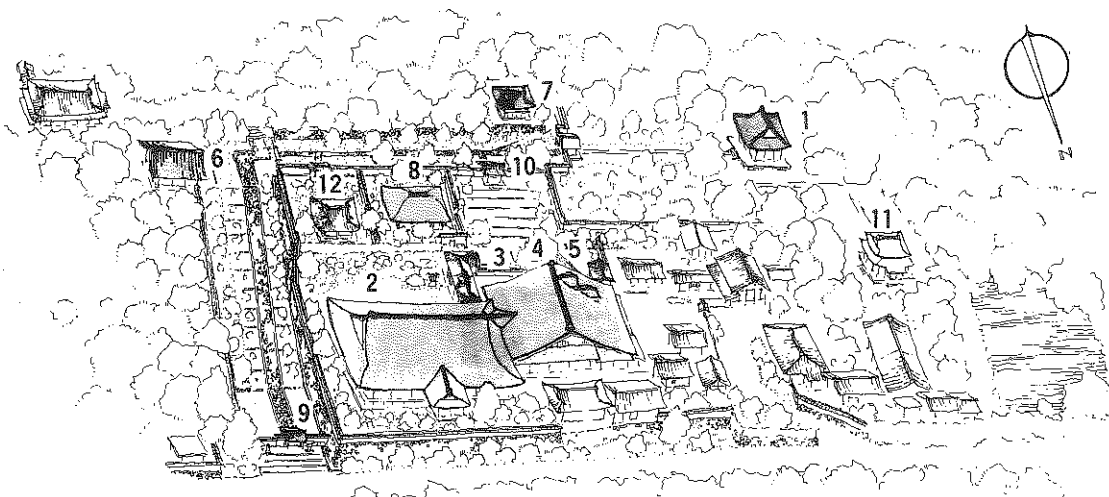
中門 棟門、本瓦葺

虎丘庵・総門・中門 一七世紀後半

酬恩庵が位置するこの地は、もと正応年中(一二八八―九三)に大應国師が開いた靈瑞山妙勝寺があったが、元弘の兵火で焼失し、荒廃していた。その後一休宗純禅師が康正二年(一四五六)禅師六十三歳の時、師の恩に酬いるため祖師堂に大應国師の遺像を作り、妙勝寺を再興し、庵を営み、酬恩庵と号した。現在境内にはその頃の面影を残す本堂をはじめ、江戸時代初期の慶安三年(一六五〇)から承応三年(一六五四)にかけて、前田利常により再興された方丈・庫裏・鐘楼・浴室などが建ち並び、これらをはじめ七棟が重文に指定されている。

虎丘庵は方丈の南側の一段高い地に、宗純王廟と並列して建ており、その創建年代は不明であるが、寺伝では一休禅師が応仁の乱のために酬恩庵に避難し、もと東山の麓に在った庵室虎丘を庵内に移して住んだといわれている。また文明七年(一四七五)禅師八十二歳の時、酬恩庵の虎丘に寿塔を作り自筆「慈楊」の額を掲げたといわれている。これが現在の廟であり、この時にはすでに虎丘ができあがっていたと思われる。現在廟と虎丘庵の境は、堀で区切られているが、庭園は一連となるもので、室町時代の作庭といわれ、江戸初期に改修を受けたものである。こうした庭に囲まれた当庵は、墓守りを兼ねた一つの塔頭として江戸初期の建立に掛かる建物と思われる。

建物は桧皮葺の寄棟造で、照り起りの屋根となり、内部は東面に床・付書院・位牌棚を備えた六畳と、その西側の三畳、二畳の三室、そして六畳南側の広縁からなり、畳部屋は棹縁天井を張り、広縁は鏡天井とする。付書院には三枚の障子引き違いが入り、墓廟を拝するかのようにしつらえられている。もと三畳の南東隅には棚と炉が近年まであ



■ 国指定文化財
■ 府指定文化財

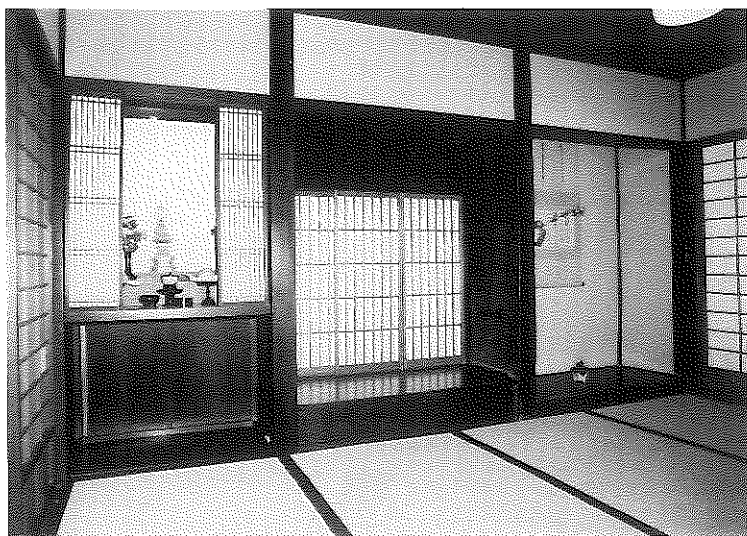
- | | | | |
|-------|-------|---------|----------|
| 1 本 堂 | 4 庫 裏 | 7 鐘 楼 | 10 中 門 |
| 2 方 丈 | 5 東 司 | 8 虎 丘 庵 | 11 開 山 堂 |
| 3 玄 関 | 6 浴 室 | 9 総 門 | 12 宗純王廟 |

って書院茶の出来る施設になり、二畳西側に付属する現水屋は、古図によりもと便所であったことが明らかで、小庵としての住居性の機能を兼ねえた建物と考えることができる。

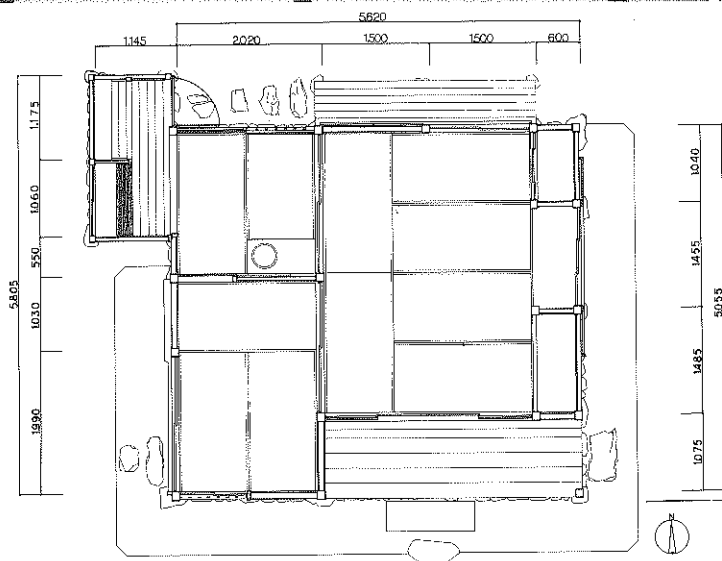
総門は方丈東側を石垣に沿って参道が延びる入口に妙勝寺の総門として、北面して建つ。また中門は本堂へ続く参道に面し、土塀に囲まれた酬恩庵の表門として、庫裏の正面に南面して建っている。これら二棟の門の建立年代は不明であるが、江戸初期の酬恩庵再興時の一連の建設によるものと思われる。両門は同一形式による本瓦葺の棟門で、本柱は五



虎丘庵



内部



虎丘庵

平柱にして冠木を貫き男梁上の板幕股を噛む。角柱の控柱は正面及び背面にそれぞれ建つが、正面の控柱は後補の物と考えられる。本柱位置に女梁、男梁を備えその上に板幕股を置き、大斗絵様肘木にて化粧棟木を受けている。二通りの男梁で軒桁を受け、軒は化粧小舞付疎垂木にして破風板を設け、梅鉢懸魚を飾っている。

虎丘庵は屋根が照り起りとする優美な曲線をもち、小さいながら本格的な仕事になる書院建築として貴重なものである。そして、総門・中門は質素な棟門形式による門であり、近世の妙勝寺を偲ぶ遺構として価値がある。



墓 股



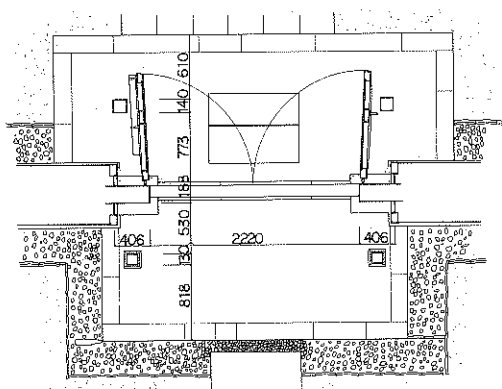
総 門



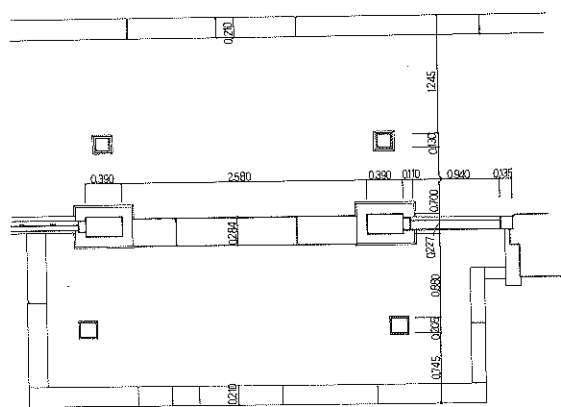
墓 股



中 門



中 門



総 門

安国寺 五棟

(指定・登録)
綾部市安国寺町寺ノ段

安国寺

仏殿(指定) 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、茅葺
方丈(指定) 桁行十五・八m、梁行十一・〇m、一重、入母
屋造、棧瓦葺

附 棟札 二枚

庫裏(指定) 桁行十四・〇m、梁行八・〇m、一重、一部二
階、入母屋造、妻入、北面、東面、西面庇付、
母屋茅葺、庇棧瓦葺

山門(登録) 四脚門、切妻造、本瓦葺、左右袖塀附属

附 棟札 一枚

鐘楼(登録) 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、棧瓦葺

附 棟札 一枚

仏殿 寛保三年(一七四三)、方丈・庫裏 寛政六年(一七
九四)、山門・鐘楼 天保十四年(一八四三)

安国寺は臨済宗東福寺派に属し、綾部市安国寺町寺ノ段に所在する。創立は明らかでないが、前名を光福寺といひ足利尊氏の母上杉清子の意向によつて上杉家の氏寺となつた。その後尊氏によつて保護が加えられ、天庵妙受を開山に迎えるとともに安国寺と改称された。諸国安国寺の筆頭として室町幕府の庇護が厚かつたが、戦国時代以降一時期衰えた。伽藍は山あいに東面する。享保二十年(一七三五)六月に大雨で山崩れが発生し、すべての殿堂を倒壊・埋没してしまつたあとと整地してつくられている。石段を登つたところに山門を構え、正面に仏殿、左の手前に庫裏、そして方丈が玄関をはさんでその奥に建つ。

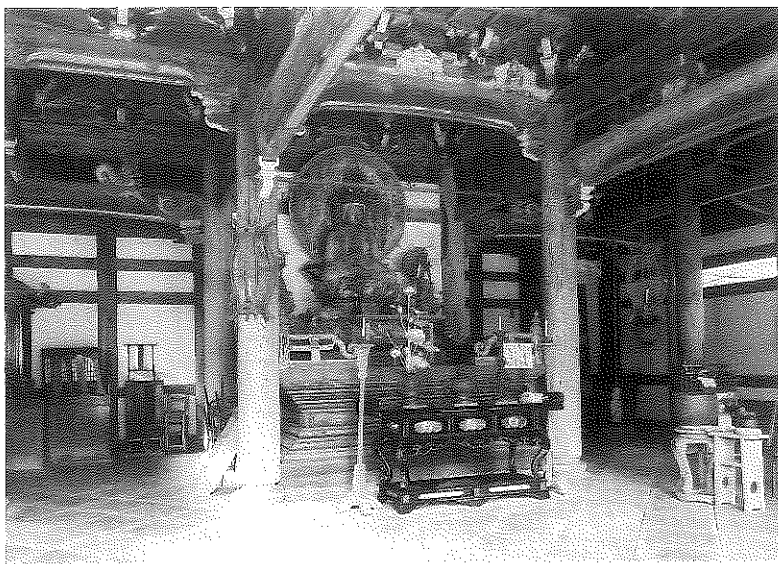
仏殿は寛保三年(一七四三)に再建されている。単層、桁行五間、梁行五間の規模で屋根は入母屋造、茅葺である。礎盤上に粽付円柱をたて、台輪を置いて柱上に出三斗を組む。中備は、定型どおり詰組とせず、臺股あるいは蓑束を用いる。軒は二軒繁垂木、妻飾は虹梁大瓶束とする。内部は、禅宗仏殿の構成要素を巧みに残しながら、全体としては近世風の仏堂に仕立て直している点が注目される。すなわち、来迎柱から正

面側柱に大虹梁を架けて入側柱を抜くことによつて広い空間をつくり出している点、四周の化粧軒を疎垂木にし、中央部は常套手法である鏡天井を避けて格天井を採用している点、虹梁端に通常の絵様のほかに唐草風の絵様をつけてその部分に緑色の彩色を施す点、中備として彩色した蓑股や竜、寒山拾得などを主題とする彫刻を用いる点など大工の独創性がうかがえる。福知山の天寧寺薬師堂(寛政六年・一七九四、京都府指定有形文化財)とともに丹波地方を代表する本格的禅宗仏殿建築として価値が高い。

方丈は、棟札により安永四年(一七七五)に起工し、天明八年(一七八八)上棟、寛政六年(一七九四)に落成したことがわかる。大工は上杉村の藤田久兵衛であつたが、安永九年に亡くなつたため、梅迫の細野太右衛門と四方由兵衛がひきついでいる。



仏 殿



仏 殿 内 部

建物は通常の六間取方丈型で、北側の正面と西面に広縁をもつ。前方中央に十五畳の室中、左右に各十畳間とし、通しの棹縁天井とする。室中後方は床を一段高めた仏間で、後方を仏壇・位牌壇とする。仏間左右は六畳間で、上手の間は違棚・床・平書院を備え、下手の間は床の間を設ける。

外まわりの組物は舟肘木を用い、軒は庫裏と同様丸桁上から腕木を持送って軒桁を支える出桁造とする。屋根は入母屋造で現在棧瓦葺であるが、小屋組が新しく改変されているところから、当初は仏殿や庫裏と同様現状より急勾配の茅葺屋根であったと推定される。そのほかの大きな

改変としては、背面に客寮（尊宿寮）等を増築している、仏間背面を半間奥へ広げている点などがあげられるが、当初の形態はよく残されている。特に目立った点はないが、近世後期の典型的な禅宗客殿建築として一定の質の高さをもっている。

庫裏は入母屋造、茅葺のたちの高い建物で妻を正面に向ける。方丈と同時に建てられたことが棟札からわかる。平面は棟下通りで二分し、さらに左手（東南）に庇で部屋をつくっている。右通りは接客部分で、手前を入口土間とし、六畳間二室と八畳間をならべ八畳間には床・棚をそなえる。中通りは手前を土間とし、右通りと同じく六畳間二室と八畳間を配するが、六畳二室はもと一室の板間であったものを近年区切っている。左通りの庇部分は、手前を勝手板間とし、後方は台所を中心として納戸や風呂場などを配している。二階は奥妻側に面して六畳間と付書院付の八畳間がならぶ。

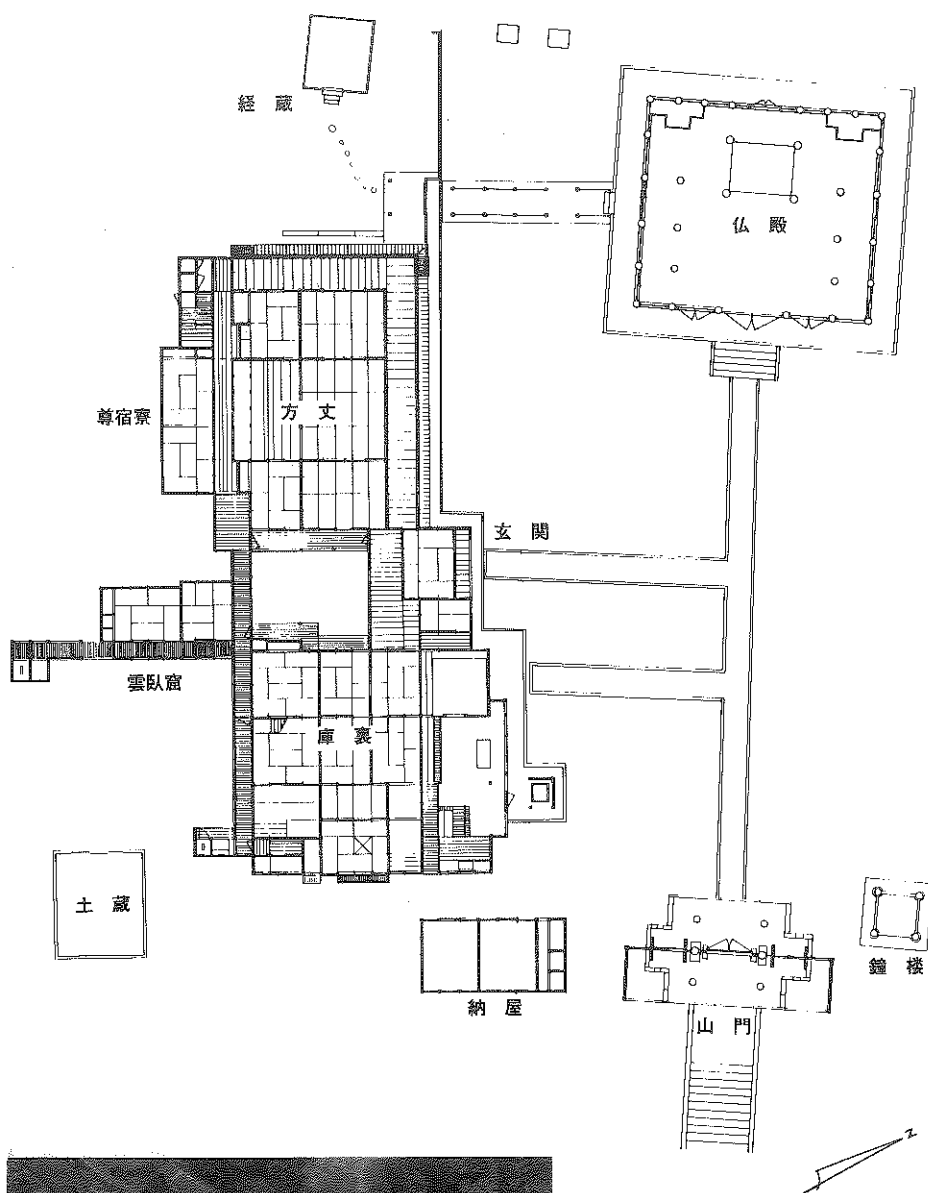
屋根は四面とも出桁造にして支え、梁組は半間間隔に梁行梁をわたすというこの地方の民家と共通する手法を用い、小屋組は二重和小屋としている。

後世の大きな改変としては東面庇の建てかえ拡張があり、当初の庇の出は奥の一室が一間半で手前が一間ほどであったと推定される。背面妻側は現在半間巾の内縁とするが、当初は室直前に雨戸をたてて濡縁としていた。

この庫裏は、地方寺院の庫裏としては大型のもので、間取りや二階座敷の存在などに近世中期の特色をもつ。

山門は天保十四年（一八四三）に建立されたもので、大工は天田郡観音寺の大槻由平時秀と亀山（亀岡市）の田中仙助忠茂である。やや大型の四脚門で、特徴としては男梁上に組物を置いて妻梁を重ねることによって総高を高くしている点があげられる。絵様などの装飾は時代相応のもので、建立年次、大工等が棟札より明らかな点が評価される。鐘楼は山門の右手にある。山門と同じく天保十四年（一八四三）に建てられ、大工は白道路村の四方儀平正規である。通常の四脚鐘楼形式の建物であるが、細部をみる時、出三斗の肘木上端を笠縁状に練り取ったり、妻側に中備として鶴の彫刻を嵌めたり、化粧棟を受ける大瓶束両脇に唐草状の笄形を飾ったり、懸魚の鰭や桁隠しを波状の彫刻

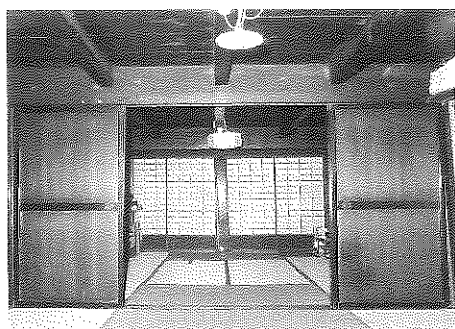
とするなど、大工の独創性が充分発揮されている。
 安国寺は、茅葺の仏殿と庫裏、そして現在は茅葺から桧瓦葺に改められていた方丈等の建物がまとまりよく配置されており、丹波地方における典型的な禅宗寺院景観を残している点も価値が高い。



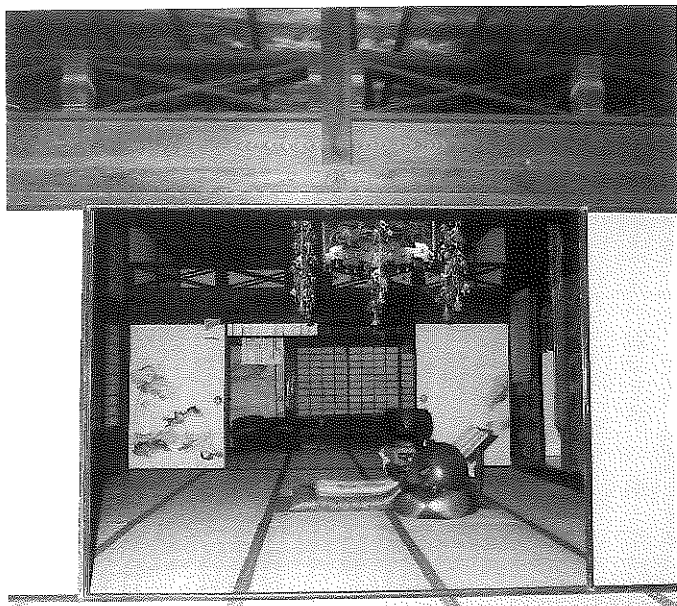
南よりみる



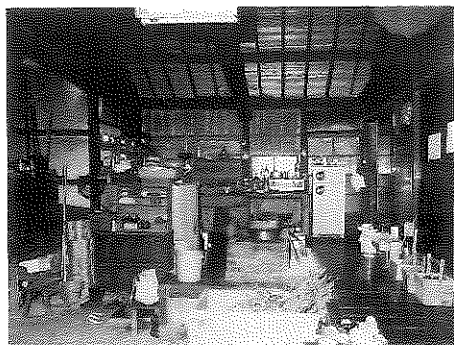
方丈・庫裏外観



庫裏内部



方丈内部



庫裏台所



鐘 楼



山 門

岡田国神社 六棟

(登録)

相模郡木津町大字木津

岡田国神社

本殿 (二棟) 左右両殿より成る、各一間社春日造、檜皮葺、

両殿間脇塀附属

附 透塀三棟、内鳥居二基

拝殿 桁行五間、梁行二間、一重、切妻造、本瓦葺

舞台 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、西面庇半間付、

棧瓦葺

南・北氏子詰所 (二棟) 各桁行六間、梁行二間、一重、切

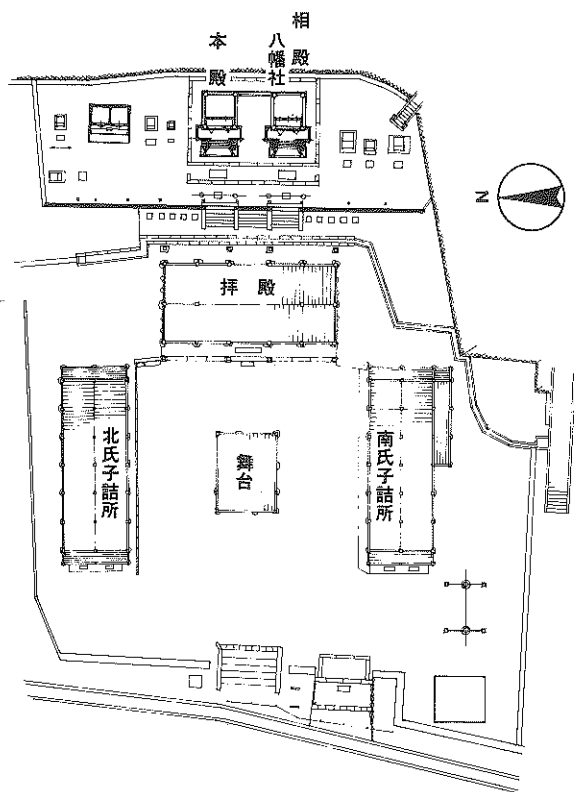
妻造、東面及び西面庇付、棧瓦葺

本殿 安永三年(一七七四)、拝殿 元和六年(一六二〇)

舞台 江戸時代末期、南・北氏子詰所 明治時代

岡田国神社は近世まで「天神社」と称し、木津郷内の五か村の氏神として祀られている。創立については詳らかでないが、『東院毎日雑々記』の応永三十五年(一四二八)正月条に社名が見出せ、その歴史を知ることができる。後、慶長九年(一六〇四)に板倉伊賀守により、また元禄十年(一六九七)に松平美濃守の下知により、境内山林及び社領の下付があった。現在の西面して建つ社殿配置は、石垣上に透塀を構えた一段高い所を神域として、本殿・摂社・小社等が建ち並び、その下の広場に舞台を囲むように拝殿・南北氏子詰所(仮屋)を配している。これらの諸建物は、享保七年(一七二二)の『城州相模郡千童子村寺社改帳』に現存する諸建物と相応する建物が記されていることから、江戸時代中期にすでに現状のような配置形態ができていた。これら社殿の造営は、記録によると永正十三年(一五一六)に『木津天神宮造替官途補任状』が出され造営されたが、その後、永禄十年(一五六七)に至り、松永久秀の兵が木津に放火し、当宮も焼失したと思われる。

現在の両本殿は、床下部の板壁墨書により安永三年(一七七四)に建立されたことがわかる。大工は木津臼屋与兵衛(与三兵衛)と銀治(銀治郎)の手によるものである。二殿は並列し、同一形式、同一規模の縄形式による一間社春日造である。ただ、相異なる所は内外陣境が、右殿



社殿全景

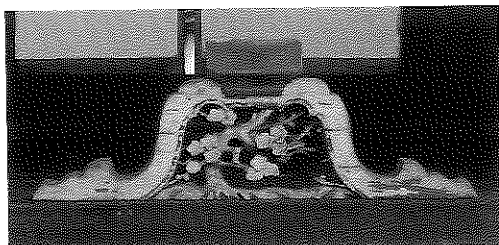
は二間に、左殿は三間となる点以外は同一である。両殿は背面柱筋に障壁を設けて繋がり、大樋を架けている。身舎は土台を回し円柱を建て、向拝は面取角柱で切石上に建つ。身舎の軸部は腰長押、内法長押で柱を固め、舟肘木を置き軒桁を受ける。正面の梁は下端に繰りを入れて虹梁形として、庇の垂木掛となっている。軒は反り付きの二軒繁垂木で、妻飾は豕叔首を組み、大斗舟肘木で棟木を受ける。身舎と向拝は虹梁にて繋ぎ、虹梁形頭貫を通して向拝柱を固め、象の木鼻を出す。組物は出三斗を組み、中備に墓股を置き、軒桁を受け、一軒疎垂木、化粧小舞軒裏とする。身舎柱間装置は正面に両折格子戸を構え、その上の内法長押と梁との間には、彫刻が嵌め込まれている。三方を板壁で囲み、内部の間切りは前より設け、各間ごとに板扉を構え、内陣外陣に分かれる。正面柱筋に脇障子を建て、正面のみに縁を取付けている。浜縁を設け、五級の木階を付け、擬宝珠付の登高欄、袖高欄を構えている。本殿は春日大社の様式に酷似しており、またこの様な一間社春日造二棟を併置する例は、奈良県下を中心としてその例を見ることが出来るが、府下において同時期に同一規模で社殿が建立されているのは希少な遺構である。そして、奈良春日社の影響を受けた神社建築の分布形態を知る上で貴重な社殿である。

現拝殿の建立は、柱面取等により江戸時代初期とみられ、明治二十九年の『古社寺調査』に「元和六年^{庚申}五月建設」と記されていることから、建立はこの元和六年（一六二〇）頃に充つと思われる。拝殿は桁行五間、梁行二間の切妻造で本瓦葺とする。柱は自然石上に立つ面取角柱で、柱上に舟肘木を置き桁を受ける。床は板張として、側面を土壁、前後を吹き放しとなし、内部は天井を張らず小屋組を見せている。軒は軒下に出桁を設け、一軒疎垂木を受けている。この拝殿は柱太く力強い梁組を見せ、大型の建物で価値が高い遺構である。

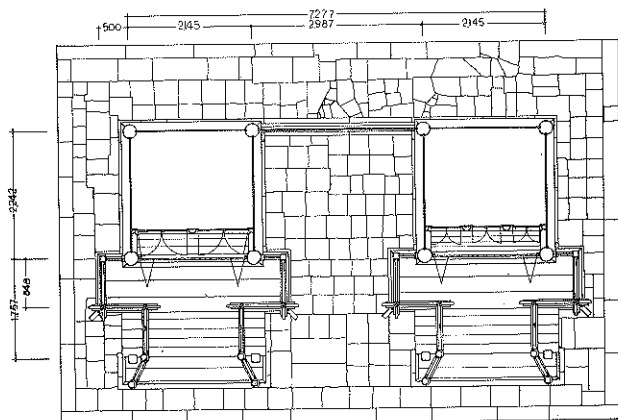
舞台と氏子詰所の建立年代は不明であるが、この二棟は明治四十年代に改修を経ている。ただ舞台は嘉永七年（一八五四）の祈祷札が打た



本 殿



墓 股



本 殿

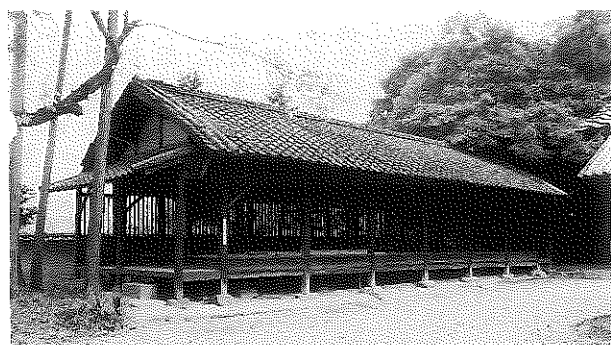


向 拝

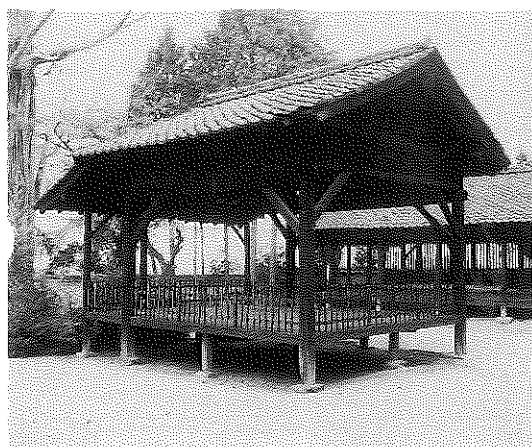
れており、軸部に近世末期の部材を残す江戸時代末期頃の建物と思われる。舞台は桧瓦葺で方一間の切妻造にして、西妻面に半間の庇を設け床を張出している。床は板張となり、高く設けられ、四方が吹き放しとなっている。そして、南と北に相對して位置する氏子詰所は、「仮屋」とも呼ばれ神事能の観覧の場となっている。桁行六間、梁行二間の切妻造、桧瓦葺の建物で、床は全面板張となり、両詰所共舞台に向かって緩やかな傾斜が付いている。四方を吹き放しにして、正面、側面には低い手摺が回り、背面柱筋は腰高の障壁を設けている。天井を張らず小屋組を見せる建物は、舞台と共に質素な造りとなっている。舞台を中心として拝殿、南北両氏子詰所が配された構成は、府南部の相楽郡地域に伝わる社殿配置形態で、現在この形式が保存されている希少な神社であり、山城地方における室町時代の惣の社の姿を伝えるものとして、重要な遺構である。



南氏子詰所



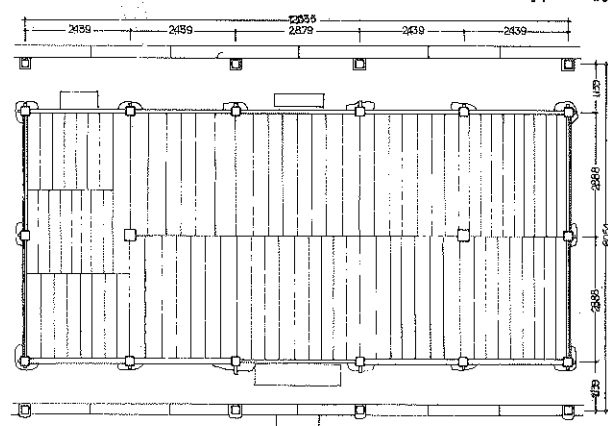
北氏子詰所



舞台



拝殿



武尾神社本殿 一棟

(登録)

船井郡園部町高屋

武尾神社

一間社流造、こけら葺
元龜二年(一五七二)

神社の創立沿革に関する資料は乏しく詳らかでないが、旧村社で、『船井郡誌』によると創建は元龜二年(一五七二)で、祭神は武甕槌命である。

本殿は一間社流造、こけら葺で東面し、覆屋内にある。建立時期についての資料はないが、『船井郡誌』の神社創建年代が正しいとすれば、建物の様式から判断して、元龜二年創建時の遺構とみることができ、組物は連三斗で、木鼻上に巻斗をおいて肘木を受ける。身舎には通実肘木を用い、身舎、向拝とも中備を略す。妻飾は家紋首を組み、花肘木付大斗をおく。向拝は面取角柱を用い、身舎とは海老虹梁でつなぐ。

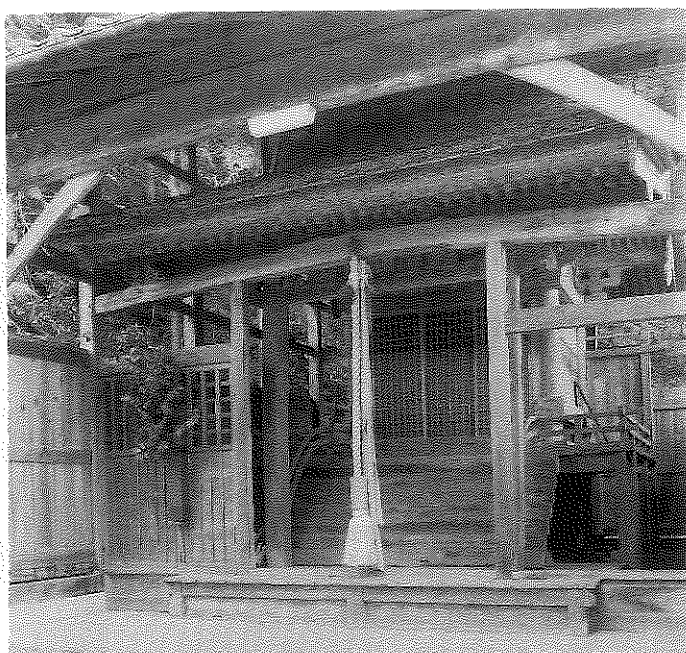
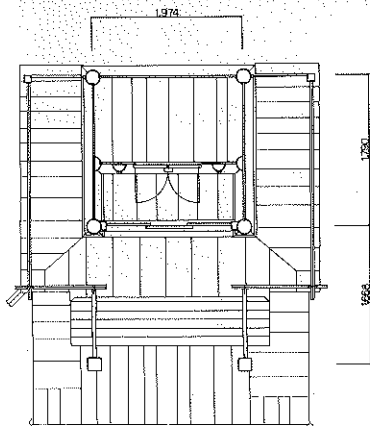
身舎正面は引違格子戸をたてる。縁は三方にまわし身舎背面筋に脇障子を取りつける。内部は内外陣に画し、内陣前は腰長押をまわして幣軸をつけたうえ板扉をたてる。軒は二軒繁垂木で、建物全体に丹塗の跡がみられる。

本階裏と縁板裏にそれぞれ享保十九年(一七三四)と安永六年(一七七七)銘の墨書があり、この時に本階と縁まわりが改修され、いずれも播州大工が担当していることがわかる。後世の改変としては上記のほか覆屋を建てた時に棟包がはずされていることがあげられるが、それ以外は全体に古い材料がよく残っている。

特徴としては、あまり類例のない複雑な繰り型をもつ木鼻、海老虹梁の原形的形態を示すとも見られるきわめてゆるやかな曲線の海老虹梁があげられる。室町末期に建立された古材のよく保存された一間社流造の遺構として重要である。



組物



本殿

荒井神社本殿 一棟

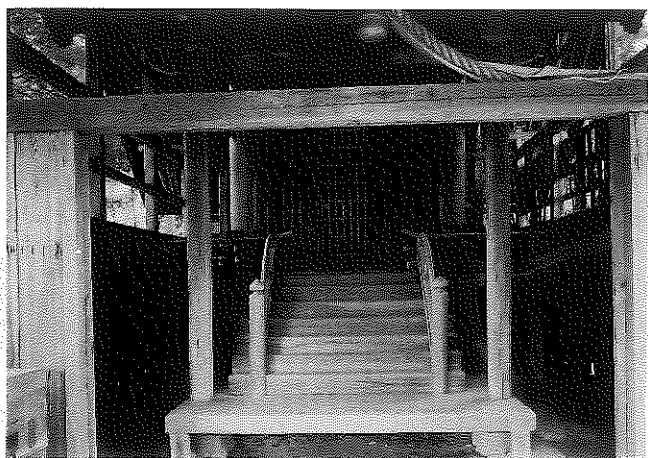
(登録)
船井郡八木町神田
荒井神社

一間社流造、桧皮葺
附 覆屋一棟、板札二枚
永禄九年(一五六六)

荒井神社がある神田村は、園部川と大堰川が合流する小盆地にある集落で、当社は北西山麓の丘陵端に鎮座している。神社の草創については詳らかでないが、『三代実録』の元慶六年(八八二)十月九日条に「授丹波國荒井神城崎神並從五位下」と記される。江戸時代は神田雀部、広垣内、室河原村の氏神として、荒魂神を祭神に祀られている。

本殿は杜蔵の二枚の板札により、永正十六年(一五一九)と明暦三年(一六五七)に屋根葺替が行われているが、現本殿の建立については様式上より、室町時代後期と見られ、また明治八年の『神社取調帳』に前記板札と共に「永禄九年十月吉日造作之板札一枚有之」と記していることより、本殿は永禄九年(一五六六)頃の建立になるものと考えられ、文久元年(一八六一)に造られた覆屋内に鎮座している。

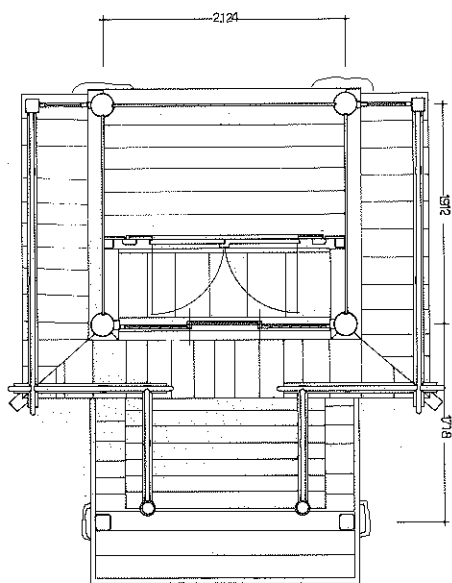
本殿は桧皮葺の一間社流造で、身舎は円柱、向拝は面取角柱で、柱を切目長押、腰長押、内法長押、頭貫で固める。柱上に実肘木付出三斗を組み、中備を板幕股とするが、背面部は省略され、また正面の板幕股には、後補の物が仮付されている。身舎と向拝は虹梁にて繋ぎ、向拝の頭貫は成の低い直材で柱を固め、中備は今は無くなっているが、幕股の取付いた跡が残っている。軒は二軒繁垂木とし、妻飾りは豕扱首として大斗絵様肘木にて棟木を受ける。柱間装置は正面に引違格子戸三枚建てとし、他三方は横板張板壁とする。内外陣境には外回りの腰長押を一連に回し込んで、半長押、冠木長押を設けて板扉を構える。明暦三年の修理は、屋根葺替と共に、軒より上部も修理が行われたが、当初の垂木が背面に一部転用されるなど、軸部を始め当初材がよく残っている。また木鼻は地方色の濃い物であるが、実肘木や板幕股などの意匠や構造は、保守的な手法となっており、丹波地方に残る室町時代末期の神社建築を知る上で、重要な遺構の一つに挙げられる。



本殿



向拝木鼻



美術工芸品

絹本着色徳川市姫像

慶長十五年閏二月十二日琴譽の賛がある

京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町四六

清涼寺

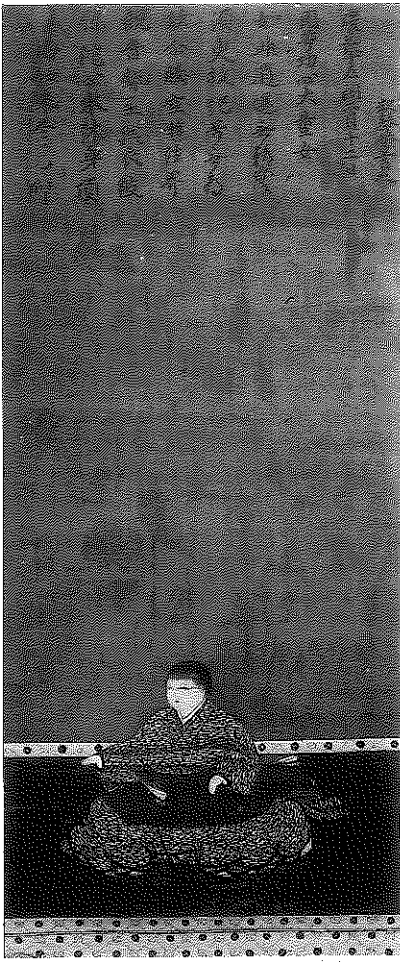
一幅（絵画・指定）

寸法 縦 八三・七cm 横 三五・〇cm

時代 桃山時代

圓芳功心大童女と記された像主の徳川市姫（一六〇七—一〇）は徳川家康の娘で、伊達政宗の嫡男忠宗の許婚者であったことでも知られる。賛文に記された年記は市姫の没年月日で、夭逝を惜しんで描かれた追慕像であると解される。

絹本着色掛幅装。現状では画面の上下がいくぶんきり詰められている



と思われるが、彩色はよく残っており、描かれた当初そのままの鮮やかさである。顔の表現は細緻で、眉や目鼻は細線で処理され、とくに髪は丹念に毛描きされる。肌には胡粉が塗られ、唇には朱が点じられる。衣の表現は精細を極め、肩から胸までと腰から下の部分には厚めに塗られた金泥の上に墨線で文様を描く。腰まわりと袖先の部分には鮮やかな朱が塗られ、画面を華やいだものになっている。服飾史の面から見ても、幼児の衣に摺箔の技法が用いられている例として貴重である。

賛者の琴譽（一五四五—一六一七）は法諱を盛林という。本姓は松田氏、慶長十五年（一六一〇）金戒光明寺の住持となり、後陽成天皇から紫衣を賜っている。家康とは深い交流があり、その命で上洛し、浄福寺に入ったほか、家康に懇請して、安芸国瀬戸田光明三昧院蔵の法然上人影像を安置したことが知られる。この像への着賛もこうした交流が機縁となったのであろう。

肖像画のなかでも童子像の作例は少ない。そのなかでも女兒像となると、前田菊姫像など僅かしか知られていない。本像はそのような極めて希少な作例であるのみならず、桃山時代の肖像画のなかでも、華やかさ、精緻さ、像主・賛者から見て、群を抜く重要な作例である。

絹本着色松井康之像

慶長十七年六月の賛がある

一幅（絵画・指定）

熊野郡久美浜町字小谷一二六八

宗雲寺

寸法 縦 七五・二cm 横 三五・六cm
時代 桃山時代

絹本着色掛幅装。正装して上畳に坐す武将の肖像画である。顔、衣服、畳縁などに賦彩の剥落が認められるが、画面の雰囲気は損なうほどではない。筆線はやや硬質ではあるが勢いがある。冠や衣文の線、衣服の文様、刀、扇などには金泥が使用されている。画相の描写は細緻で、特に髪や髭には精細な毛描きが試みられ、目鼻の描写も写真も写実を心掛けている。

像主松井康之（一五五〇―一六一二）は近世肥後松井氏の初代とされ、松井廣之（初め正之―一五六三）の次男に当たると見られる。幼少より將軍足利義輝に近仕し、その死後、母方の叔父に当たり五山詩僧としても名高い南禅寺二六世玄圃靈三の勧めで細川藤孝に仕えた。玄圃靈三は秀吉の朝鮮出兵にも従軍し外交を司ったことでも知られる。細川氏の丹後入国にともない、康之も久美浜に館を置いて熊野郡を領した。文禄の役にも細川氏とともに出兵し、慶長五年（一六〇〇）には豊後杵築城に入り、同一七年小倉で没した。遺骨は玄圃靈三の隠居所となつた南禅寺の聴松院にも分骨されている。康之は茶道の造詣も深く千利休の高弟の一人であつた。なお子孫は細川氏の熊本転封にともない、八代に移り代々細川家の家老として幕末に至る。

図上には「春光院殿前佐州太守英雲宗傑大居士」と題する長文の賛がある。それによるとこの賛は康之の子興長が康之と旧識の間柄であつた南禅寺第二七〇世「黒衣の宰相」といわれた以心崇伝に依頼して書かれたものという。

宗雲寺は寺伝によるととは常喜庵という天台宗の小宇であつたがのち禅宗に転じ、康之が久美浜に入ると玄圃靈三を請じて、慶長一五年（一六一〇）には父の墓を山城国綴喜郡松井（現・田辺町）から当山に移し、その法名「前城州大守清月宗雲大禅定門」に因んで、常喜山宗雲寺と改めた。



康之の像については「松井家家譜」によって二幅あつたことが知られており、一幅は康之追善のために建立された八代春光院に、他方は南禅寺に納められたとされる。前者は明治時代に松井家に返還され、現在「松井文庫本」として知られているので、後者が本像を指すものと思われる。松井文庫本と本像では像容が酷似するばかりではなく、賛まで概ね一致し、その異なる部分は本像の末尾のみに「前捻持通菴正達叟安置」とあるのと松井文庫本では「以塞其責鳴云」とされるところが本像では「以其責云」となる点のみであるが、両者の筆跡を比べると、松井本庫本は崇伝の筆跡と判断されるのに対して、本像は別筆であり松井文庫本の賛を正達が写したのではないかと思われる。本像の賛の末尾のみに見える「前捻持通菴正達叟安置」という記述は本像が南禅寺に奉納されたことを示唆するものとして注目される。

肖像の描法は両像で共通する特徴が指摘され制作時期が近いことを窺わせる。本像の着賛時期は不明であるが、画像そのものは桃山時代に描かれたと見て差し支えなく、当時の家老クラスの肖像画として重要な作品である。

絹本着色松井与八郎像

文禄三年八月一日玄圃霊三の賛がある

熊野郡久美浜町字湊宮一八一七

宝泉寺

寸法 縦 八九・六cm 横 三六・七cm
時代 桃山時代 文禄三年（一五九四）

一幅（絵画・指定）

上畳に坐す若年の武士を描く。右手に扇を持ち、腰には大小を差して威儀を正した姿で捉えられている。図上には文禄三年（一五九四）の年記を持つ玄圃霊三の賛がある。

像主松井与八郎（一五七六〜九三）は前出の松井康之の嫡男として生まれた。賛によれば、父と共に文禄の役に参加し、数々の軍功を挙げたが病を得て帰国し肥前名護屋で没した。享年一八歳。この像は翌年その死を惜しんで描かれたものである。賛者の玄圃霊三は康之像の項で記したとおり与八郎には大叔父に当たる。

この像の残る宝泉寺は康正年中（一四五五〜五七）に開かれ、玄圃霊三も住し、松井与八郎の墓も残る。



絹本着色掛幅装。下描き、賦彩、描き起こしという伝統的な手順を踏む。顔の表現は細緻で、髪や眉には精細な毛描きが試みられ、目鼻は簡潔な処理ながら細線での確に描写される。面相や手は美しい肌色で賦彩され、唇には朱が点じられる。それに対して、衣文は幾分太目の墨線によって表され、身体との描きわけが行われている。小袖は緑地に草花文をあしらひ、袴・袴は紫地に白で松葉文を散らす。巧みな色の配合が好ましい。僅かな賦彩の剝落のほかは変色もなく、描かれた当時の状況を良く伝えている。

この像を作風の面から見ると、この像主より幼いながら同種の作例として南禅寺聴松院蔵の重要文化財「細川蓮丸像」が知られるが、その衣文線や文様の手法などにはこの像との類似性が強く指摘される。松井氏と細川氏の密接な関係や、蓮丸像の制作年代「天正一五年（一五八七）」が余り隔たっていないことから、両像の間に何らかの関係があるのではないかと想像される。

若年の武士を描いたものとして希少であるのみならず、桃山時代の肖像画のなかでも傑出した出来栄の作品として注目される。



木造僧形坐像 左・1号像 右・2号像

木造僧形坐像

二軀（彫刻・指定）

京都市伏見区醍醐南里町三三

善願寺

寸法 像高 一号像 三六・九cm

二号像 三六・六cm

時代 唐時代

善願寺は寺伝では行基が本尊地藏菩薩像を造立したのに始まり、恵心僧都が堂宇を建立し善願寺と称したという。本尊丈六木造地藏菩薩坐像は平安後期の作で重要文化財、「腹帯地藏」として安産祈願の信仰を集める。

この木造僧形坐像は両像とも一木造りで内刳りなし。木心を横に外す。瞳に黒色で光沢のある別材を嵌入する。一号像は結跏趺坐し、顔をやや左にひねり視線を左下に落とし少し首を傾げる。右腕は屈臂して膝上に置き掌を上に向け、左腕は屈臂して、胸前に上げ掌を胸に向ける。衲衣の上に袈裟をまとい、左襟を折り返す。二号像は結跏趺坐し、顔を大きく右にひねり口を開き上歯を表す。右腕は屈臂して膝上に置き掌を上に向け経巻を持つ。左腕は屈臂して外に開き、掌を上にして宝珠を持つ。衲衣の両襟を表す。袈裟は左肩で襟に折り返しを作り右腋下から右膝全面を覆い、左前膊に掛かって衣端を外側に垂下する。両像とも長頭形で後頭部に一段弛みがあるのが特徴的である。

この二軀の僧形坐像が当初から善願寺に安置されていたものか、いつの時代かに客仏として安置されたのかは不明である。しかし非常に興味深いことに、この二軀の像は重要文化財観心寺木造僧形坐像及び彦根市指定文化財千手寺木造僧形坐像と法量、材質、技法、作風の点から殆ど一具ではないかと思われるほどの強い類似が認められる。観心寺像は八八三年撰「観心寺勘録縁起資財帳」の講堂の条に記された「唐聖僧像一軀」に当てるのが妥当とされ、唐からの請来像とされてきた。その観心寺像と近い像が彦根や京都で相次いで発見されたことは極めて注目する。数少ない唐代の木造彫刻の遺例として彫刻史、外交史の両面から見て重要な作品である。

当尾磨崖仏

不動明王立像

二軀（彫刻・指定）

一軀

「松童之本地 于時正中三年（一二三六）二月十八日」

「勤十方檀邦奉造立之 願主仏子 恰阿」の刻銘がある

毘沙門天立像

一軀

「武内之本地」の刻銘がある

相楽郡加茂町大字森小字ダラ二田一

八幡宮

寸法 像高（頭頂―足下） 不動明王立像 九五・〇 cm

毘沙門天立像 九九・〇 cm

時代 鎌倉時代 正中三年（一二三六）

社伝によれば、森の八幡宮は天平一三年（七四一）聖武天皇が恭仁京に遷幸の際に、当地に宇佐八幡宮を勧請したのに始まるという。

磨崖仏は、八幡宮境内の杜叢林に囲まれた丘の斜面に露出する二つに割れた片麻岩のそれぞれに龜状の窪みを彫り、陰刻線で像を表す。

不動明王立像は顔を右斜めに向け、右手を屈臂し腰前で剣を持つ。

左手は垂下し腰下で索をとる。両脚を伸ばして直立、全身に火炎光背を負う。乱髪、弁髪を左肩に垂らす。額に三本の皺、眉根を寄せる。

歯牙を上下に表す。三道を表し、耳朶は長大、耳飾りを付ける。胸飾り、腕釧、臂釧を付け、臂釧には带状環飾が付けられる。条帛は腹前で折り返し先端を大きく垂らす。腰裳を付け裳裾を向かって右にたな

びかす。毘沙門天立像は顔を左斜めに向け、左手を屈臂し掌に宝塔を載せる。右手は三叉戟を執り肩上に掲げる。頭光（円光）は三箇所に

火炎が付く。戟の先端は舟形の龕より上方にはみ出す。髪を結び、頭飾前面は楕形で珠文を周囲に配す。戟飾りは紐帯付き。相好は眉根を

寄せ左方を睨み鼻孔を一つ表し、口を引き結び、口髭、顎髭、おとがい、三道を表す。耳朶長大、甲冑籠手を付け、袴袖、幡袖とも上方へ

たなびかす。胸部欠損、腹部前面に獅嚙、獅嚙より下方へ飾り紐を垂らす。天衣は肩から前面に垂れ、左右に膨らんで先端は上方へ巻き上

がる。杵をはく。掌裾は右方へ流れる。

不動明王像の向かって右側に正中三年（一二三六）の年記が刻まれている。線刻の磨崖仏としては丁寧な作風であり、鎌倉時代の年記があることも含めて当尾の磨崖仏を代表する像のひとつに数えられる。



不動明王立像



毘沙門天立像

木造地藏菩薩坐像

一 軀（彫刻・指定）

膝裏に「巧匠アン（梵字）阿弥陀佛」「カ（梵字）」、頸部内面に「カ（梵字）アン（梵字）阿弥陀佛」の銘がある

附 安阿弥陀仏御房宛書状包紙

一紙

宮津市字由良二三五八

如意寺

寸法 像高 五三・二cm

時代 鎌倉時代

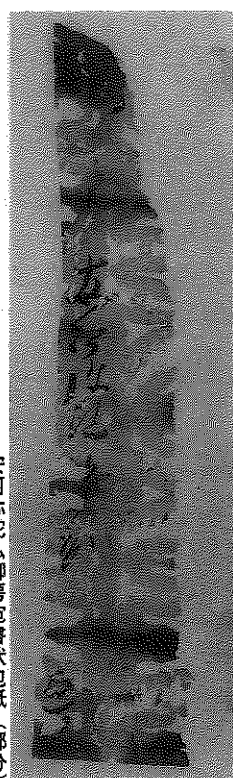
如意寺は聖徳太子の異母弟麻呂子親王の創建と伝え、由良神社の別当職を勤め、田辺藩主牧野氏の帰依を受けた。由良の地は説教節「山椒太夫」に因む遺跡の多い土地であるが、同寺地藏堂に安置される木造地藏菩薩坐像は安寿、厨子王身代わり地藏として「金焼さん」「身代わりさん」の愛称で信仰を集めている。安寿、厨子王姉弟が山椒太夫のもと



から逃げようとしたのが露見して、焼け火箸で焼き印を捺されたが、一夜明けると姉弟の傷は癒えて、この地藏に焼き印の跡があったというのである。

本像は頭部円頂で、耳朵環状、三道を彫出する。納衣の上に袈裟を掛け、両臂を曲げ、左手を上にして宝珠を持ち、右手は五指を曲げ、錫杖を執る。左脚を外にして跏趺坐する。ヒノキ材、体幹部一本割り矧ぎ造り。膝下地彩色、肉身部は膝下地の上に胡粉を引き肉色を塗る。唇に朱彩を、眉に墨色を施す。著衣は袈裟に戴金文（田相部に斜格子文、条葉の縁に一本、その内側に二本の条線を引き、更にその内部に亀甲文を描く）を施す。玉眼を嵌入し、白毫は水晶製。頭幹部は右体側部を割り離れた後、両耳前の体側線で割り矧ぎ内削りを施す。首部は三道下で割り離す。頭部材は内削りを行い、玉眼を嵌入する。背面には背板状に薄板を一枚矧ぎ付ける。左肩体側材、両袖、両手首は各別材矧ぎ付け、脚部は横一材を矧ぎ付け、左足甲半ばより先と裳先を別材矧ぎとする。

膝裏内削り部に「カ（梵字）」、「巧匠アン（梵字）阿弥陀佛」の墨書があることは以前から知られていたが、最近まで後世の修理による厚い泥地で覆われており、像容を損ねていた。昭和六二年に修理され、頸部内面に「カ（梵字）アン（梵字）阿弥陀佛」の墨書が確認され、右眼玉眼押さえの紙から「安阿弥陀佛御房 □□」の墨書が見つかつた。像容も今回の修理により当初の姿が明らかになり、快慶の初期作に特有の張りのあるの若々しい姿が現れた。



安阿弥陀仏御房宛書状包紙（部分）



絵仏供

— 一個 (工芸品・登録)

相楽郡加茂町大字西小字札場四〇

浄瑠璃寺

寸法 全高 二六・八 cm / 一九・三 cm

時代 室町時代、近代

この絵仏供は国宝阿弥陀堂内の九体阿弥陀像の前に供えられる。三脚を付けた皿の上に大きく米飯を盛った形で、供物として仏前に供えるのである。仏供は仏飯、仏餉ともいい、炊き上がった米の飯を初めに仏前に供えたものであり、インド以来の風習である。密教の修法では赤、白、青、黄、黒、などに米を染めた仏供を用いることがある。

木で作られた仏供も米飯の粒を表すものがあるが、浄瑠璃寺の仏供は花文などを描いており、浄瑠璃寺創建当初まで遡りうるものとは考え難いが古様を示す。

形状は、頂径が底径より大きな卵塔形を呈す。キリ材一木造り。木心を込め、木心に別材を埋める。全高二六センチメートル余りのものが二個、二〇センチメートル前後のものが九個あり、小型のものうち二個は明らかに近代の後補である。側面部に釘穴（後補にはなし）が縦一列に四、五本、数列にわたって片面あるいは全面に並ぶ。釘は斜め上方から打つ。釘穴には当初瓔珞や幡を立てた釘を刺したのであろうか。

彩色は本体白色下地。側面に朱、緑青、金泥、墨で牡丹、果実などの植物とその下に三角形の山形を描く。宝珠を描くものもある。頂面は文様無し。皿部側面と脚部墨塗り。後補のものは本体に彩色無し。仏供のまとまった希有な作例として資料的に貴重なものである。



懸仏

附 懸仏残欠

八個

一五面（工芸品・登録）

船井郡丹波町大字下山小字岩ノ上二二

大福光寺

寸法 鏡板径 二六・四cm―一〇・九cm
時代 鎌倉時代―室町時代



応安七年銘薬師如来坐像懸仏



同裏面

定されている。

大福光寺に伝わる懸仏は一五面あり、完形品およびほぼ形の整った懸仏は九面で、他の六面は尊像を失っている。更に所属不明の獅嚙座金具、天蓋、光背等の残欠が残されている。年代的に見ると、鎌倉、南北朝、室町の各時代にわたっている。裏面に銘文のあるものが六面あり、その内年記の読み取れるものとしては応安六年（二三七三）、応安七年（二三七四）、永和二年（二三七六）、永正六年（一五〇六）のものがある。大福光寺の懸仏の特色としては、小型のものが多くことすべて一面一尊の独尊構成になっていることが挙げられる。尊像の種類は毘沙門天像がもっとも多く四面あり、次いで薬師如来像が二面、阿弥陀如来像が一面、確認が難しいものが二面となる。毘沙門天が多いのは「蔵の毘沙門」と俗称されるこの寺への信仰をよく物語っている。

大福光寺は延暦年中（七八二―八〇六）に鞍馬寺の僧叡峰延が開いたと伝え、現在真言宗御室派に属する寺院である。もとは現地の東北の空山中腹にあったといわれ、現地には嘉暦三年（一二三二）に移ってきた。室町時代には足利將軍家の祈禱所となり、江戸時代には代々の園部藩主の尊崇を受けた。本尊の木造毘沙門天立像は京都府指定文化財であり、本堂（毘沙門堂）、多宝塔、及び「方丈記」の古写本は重要文化財に指

制札

二枚（古文書・指定）

①、永正十三年六月日細川高国禁制

一枚

②、天正三年八月日某久左衛門尉禁制

一枚

船井郡園部町美園町一号六七

生身天満宮

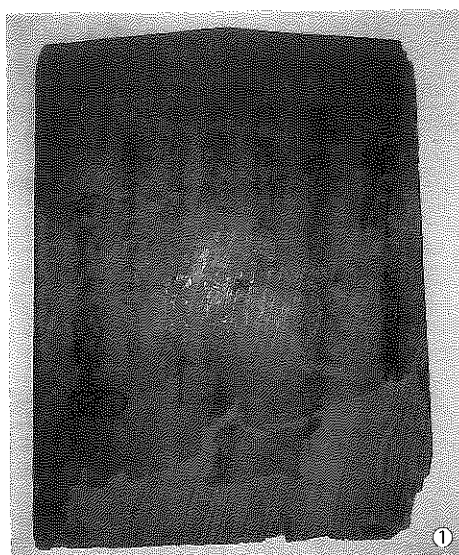
寸法

① 縦 四一・〇 cm 横（上部）二八・八 cm
横（下部）三一・八 cm 厚さ 二・四 cm

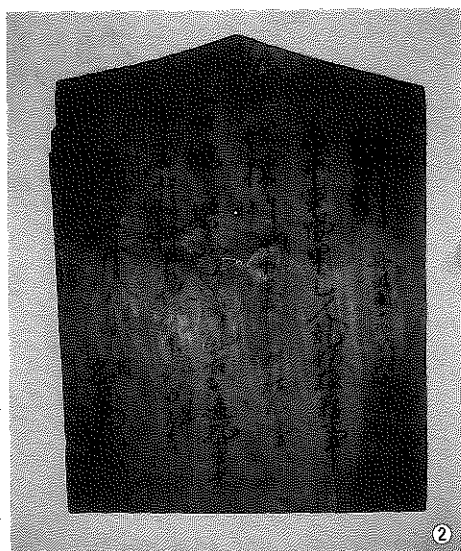
② 縦 三九・四 cm 横（上部）三〇・八 cm
横（下部）二九・三 cm 厚さ 一・四 cm

時代 室町時代、安土桃山時代

当社は、菅原道真の在世中に創建されたので「生身」と称したとも道真死後にその霊が垂迹した場所に祠を建てたとも伝えるが、いずれも伝承にとどまり、室町時代以前の歴史は明らかでない。この付近には北野神社領船井庄があり、当社もあるいはその関係で創建されたものかもしれない。伝来する二枚の制札は中世の当社の歴史を知りうるわずかな資料である。



①、②とも文言はほぼ同文で、軍勢等の乱妨狼籍と竹木の伐採を禁じた二箇条である。①は当時の丹波国守護、細川高国が発給したもので、守護発給の制札の正文としては現在確認されているも



①、②とも若干の破損が惜しまれるが、室町・安土桃山時代の禁制制札の正文として珍重すべきものである。

（釈文）

① 禁制 丹波国園部村

一 軍勢甲乙人乱妨狼籍事
一 伐採竹木事

右條々堅令停止訖、若於違犯輩者可処嚴科者也、仍下知如件

永正十三年六月日

右京大夫源朝臣（花押）

② 禁制 丹波国園部村天神社

一 当手軍勢甲乙人乱妨狼籍事付 社領之事
一 伐採竹木事

右條々堅令停止訖、若於違犯輩者可処嚴科者也、仍下知如件

天正三年八月 日

久左衛門尉（花押）

のでは府内唯一の例である。また②が発給された天正三年八月という時期は、折しも織田信長が、明智光秀等の軍勢を丹波・丹後に派遣しており、注目される。発給者の久左衛門尉は、社伝によれば柴田勝家と伝えるが不詳である。

制札

建武四年十月日 地頭縫殿助平某禁制

一枚（古文書・指定）

船井郡丹波町大字下山小字岩ノ上二二

大福光寺

寸法 縦 五〇・一 cm 横（上部）二九・三 cm

横（下部）三二・五 cm 厚さ 二・五 cm

時代 建武四年（一一三七）

風化の著しい制札で墨痕はほぼ落ちていますが、墨のあつた部分は風化の進行が遅かったため、隆起した状態になっており、判読が可能である。背面は風化による木のやせが明らかなどところとそうでないところがある。直線的に画然と分かれており、また朱が付着して点から見ても、山門などの建物の朱塗の柱に打ち付けられていたものと推定される。釘穴が中央部に縦に三か所あけられている。

制札としては比較的古例に属し、府内では金剛心院の三枚と金剛院の一枚に次ぐ古いものである。本文は、境内での殺生禁断、竹木伐採の禁

止、乱入狼籍の禁止という寺院に対する禁制としては典型的なものといえるが、発給者が在地の地頭代である点他の制札と異なつた点が見られる。本文中に当寺が「將軍家并領主御祈禱所」であることを述べる点も、当寺の中世における勢威をうかがわせて注目される。
現状は、風化、いたみとも甚だしいが、むしろそのことが往時の使用状態を示すもので資料的価値があるといえよう。発給者の詳細が不明であることは惜しまれるが、府内に伝来する中世制札の一古例として貴重である。

（釈文）

大福光寺

一 可禁断四至内殺生事

一 可停止於同領内伐竹木事

一 可停止軍勢并甲乙人以下土民等乱入狼籍事

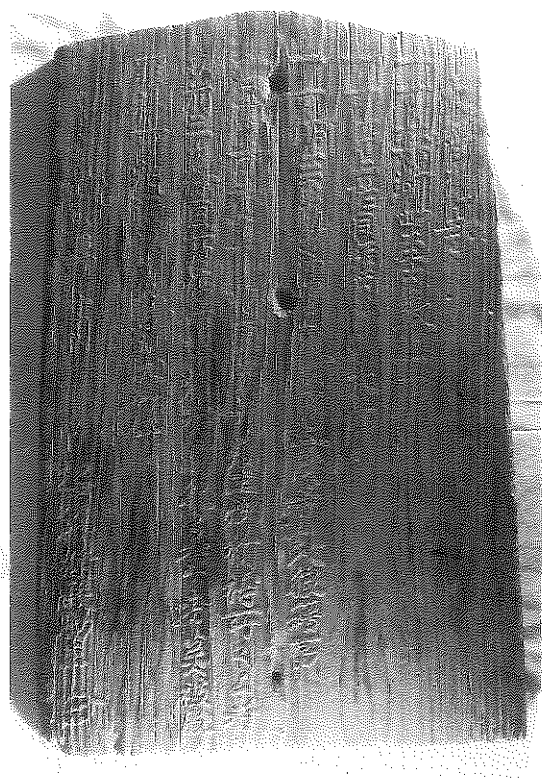
右件寺者、為將軍家并領主御祈禱所之上者、

以前三ヶ條固所停止也、若有違犯之輩者、為被処

罪科、可被注申交名之状如件

建武四年十月

日 地頭代縫殿助平（花押）



制札

元弘三年六月日 定恒禁制

一枚（古文書・指定）

附 桐箱寛永十九年霜月の銘がある。一通

禁制写（包紙共）

舞鶴市大字鹿原五九五 金剛院

寸法 縦 四六・二cm 横（上部）二五・五cm

横（下部）二四・九cm 厚さ 一・八cm

附 桐箱 縦 五〇・四cm 横 二九・一cm

高さ 六・七cm

禁制写 縦 三七・五cm 横 四八・一cm 斐交楮紙

同包紙 縦 四三・五cm 横 三一・九cm 楮紙

時代 元弘三年（一一三三）



金剛院は平安時代初期、平城天皇の皇子高岳親王の開基という。また同寺に伝わる応永九年（一四〇二）の本尊開帳記木札によれば、鳥羽天皇皇后美福門院得子が阿弥陀如来坐像（重要文化財）を安置したと伝える。この制札にも当寺が「美福門院御願所」であったと記しているが、この制札は、現在寛永十九年霜月の銘がある箱に納められているが、銘文および付属の文書は「御勅札」と記し、古くから後醍醐天皇の発給と信じられてきたことが知られる。風化が下部に見られ、ところどころ墨が落ちて判読が困難な箇所がある。中央部上下に二ヶ所の釘穴があり、戸外にかけられて使用されていたと考えられる。

制札中央上部に花押をすえる類例のない様式であるが、この花押は元弘三年三月から八月にかけて、護良親王の下した多くの文書に署名を加えている「左少将定恒（姓未詳）」という人物の花押に一致する。この前後護良側近で左少将の職にあるものとしては四条隆貞がいるが、この制札の花押とは異なっており、別人と見られる。この時期は鎌倉幕府滅亡、後醍醐天皇の帰洛という激動期であり、この制札だけから誰が下したものであるかは判断がむずかしい。しかし、後醍醐・護良あるいはそれにきわめて近い立場の高官の意を受けて出されたものと推測される。

制札の古例として貴重だけでなく、中世史の大きな転換点を物語る資料の一つとして、注目されるものである。昭和十八年十月一日附けで「金剛院禁制木札」として重要美術品に認定されている。

（釈文）

禁制

丹後国志楽庄内鹿原山

金剛院 美福門院御願所

（花押） 右至于当庄内地頭下司以下人々等

任自由彼寺山木切取輩背 勅制

歟然者可処重科之状如件

元弘三年六月 日

制札

六枚（古文書・指定）

- ① 元亨四年八月十三日 六波羅探題禁制
- ② 元弘三年五月十八日 足利高氏禁制
- ③ 建武三年八月廿九日 足利尊氏禁制
- ④ 文龜四年正月 日 延永春信禁制
- ⑤ 永祿三年九月 日 松永長頼禁制
- ⑥ 慶長六年十一月 日 京極高知禁制

宮津市大字日置二二六八

金剛心院

時代 鎌倉時代～江戸時代

金剛心院は寺伝によれば、平安時代の創建という。『宮津府志』は「開山忍性律師也」と記し、鎌倉時代後期に活躍した律宗の僧忍性との関係を伝える。事実、制札①には「当寺は：開東極樂寺の末寺なり」とあり、忍性の本拠であった鎌倉極樂寺の支配下にある律宗寺院であったことが知られる。本尊の木造愛染明王坐像（重要文化財）は鎌倉後期の作品で後宇多法皇の寄進と言われ、また以下に述べる歴代の武家政権が下した六枚の制札も示すように、中世、公家・武家の崇敬と保護を受

けた古刹である。

六枚の制札のうち時代の古い三枚は全国的に見ても類品のないきわめて貴重なものである。とりわけ①は六波羅探題の出した制札として貴重な遺品である。裏面にこの制札をとりあつた奉行人と清書人の名前を記す点も珍しい。破損や風化はほとんどなく、六百年以上の年月を経たとは思えない良好な状態である。当時の鎌倉幕府の権威を如実に示す格好の遺品と言えよう。②、③は足利尊氏の下した禁制である。②は尊氏（この当時は高氏）が六波羅探題を壊滅させ、数日後には鎌倉も陥落する戦乱のさなかに出されたものである。③は、いったん後醍醐天皇方に敗れて九州に退いていた尊氏が反攻し、権力をにぎった時期にあたるものである。

④、⑤はいずれも丹後国の守護代が下したものの、⑥は江戸時代にはいつて最初の宮津城主京極高知が下したものである。



①



②

これらの制札は、鎌倉時代から江戸時代にかけて一つの寺院に伝わったものであり、伝来も確実で、様式的に

も多様である。また全国的にもまれな遺品を含んでおり、その保存状態の良さも特筆される。歴史的・学術的資料としてきわめて価値が高い。

寸法 縦 横(上部) 横(下部) 厚さ

①	七四・四 cm	三五・六 cm	三七・六 cm	三・三 cm
②	四五・一 cm	二八・二 cm	二九・九 cm	一・六 cm
③	三六・八 cm	二四・三 cm	二五・五 cm	一・六 cm
④	四二・九 cm	二六・四 cm	二八・一 cm	〇・六 cm
⑤	二五・八 cm	二五・八 cm	二五・八 cm	二・二 cm
⑥	三六・八 cm	二五・二 cm	二七・四 cm	〇・九 cm

(裏面)

「奉行人宗像三郎兵衛入道真性
清書同四郎重基」

②

於致狼籍之軍勢
等者可被重科之
金剛心院
状如件

元弘三年五月十八日 源朝臣(花押)

③

金剛心院

(花押)

右軍勢并甲乙人等致
乱入狼籍者可処重科之
状如件

建武三年八月二十九日

(釈文)

①

禁制 丹後国金剛心院

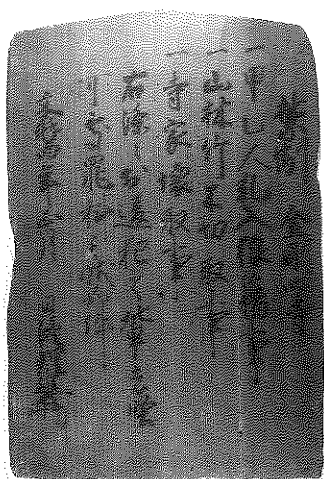
可早令停止武士并甲乙人等狩獵以下狼籍事

右当寺者、国家御祈禱之靈場關東極樂寺之末寺也、淨瑠木刃三主聚之戒珠、高挑金剛一乘之法燈、而武士以下甲乙人等動致乱入狼籍、忽及鬪諍喧嘩、将又於寺内事殺生好惡行、因茲仏法弘通之障、僧衆止住之違乱也云々、不可不誠者、自今以後固可從禁遏、若者猶違犯之輩者、可注申交名之状如件

元亨四季八月十三日

左近將監 平朝臣(花押)

陸奥守 平朝臣(花押)



④



⑤



⑥

東明寺文書

附 文書箱

二合

一四二点 (古文書・登録)

永祿四年および正徳二年の銘がある

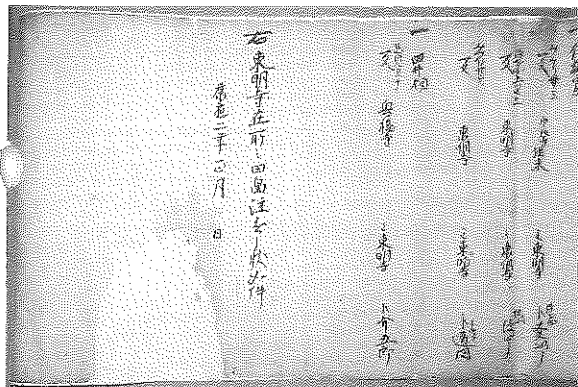
久世郡久御山町大字佐古小字内屋敷二五

称名寺

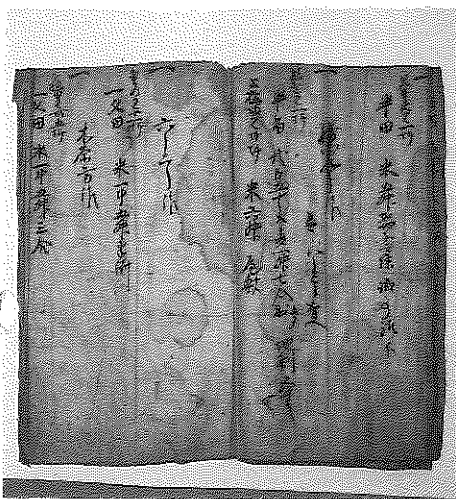
時代 南北朝時代～江戸時代

東明寺は、久世郡佐古村（久御山町大字佐古）にあった浄土宗寺院で、明治初年に廃寺となり、本尊・什物は、近隣の称名寺へ引き継がれた。寺伝によれば、草創は大同元年（八〇六）とするが、旧本尊の大日如来坐像は平安時代末期の作になるので、この頃までに寺院としての規模を整えていたと考えられる。

称名寺に伝わる東明寺旧蔵の古文書はそのほとんどが寺の運営に関するものであるが、特に注目されるのは当時の寺領についての中世文書である。



康応二年正月日 佐古郷東明寺領目録



長祿三年正月日
佐古郷東明寺田畠并取帳之事

最古のものである康応二年（一一三九〇）正月日の佐古郷東明寺領目録は、東明寺が所有する田地の目録で、一筆ごとに場所の地名、面積、領主、耕作者等を記す。寺領は佐古・狭山・林・伊勢田・田井にわたって点在しており、この時期の東明寺領の全容を示すものと考えられる。やや時期の下った長祿三（一一四五九）正月日の「佐古郷東明寺田畠并取帳之事」はやはり寺領の当時の状況を示すものである。また年代は不詳であるが中世後期のものと思われる「東明寺田畠帳」も寺領の田畠等の売買に関する記録や土地の台帳をあわせて記している。

江戸時代の文書では、寛延四年（一一七五一）に当寺に寄進された扁額（称名寺に現存）に関する一連の文書、氏神である若宮八幡宮の鍵

をめぐる紛争の経過を述べた文書等が、興味深い。

久御山町域は、古来巨椋池・木津川・宇治川の集中する地で、絶えず、洪水に悩まされ、古文書等の伝来の条件としては非常に不向きなところである。にもかかわらずかかわらずかといえ、中世の当地域の状況を示す在地の文書が伝わったことは、注目すべきことであり、根本史料として、貴重なものである。

制札

二枚（古文書・登録）

- ①、嘉吉元年八月廿五日 細川持之禁制案 一枚
- ②、文明十年八月十八日 細川政国禁制案 一枚

綾部市睦寄町君尾の一

光明寺

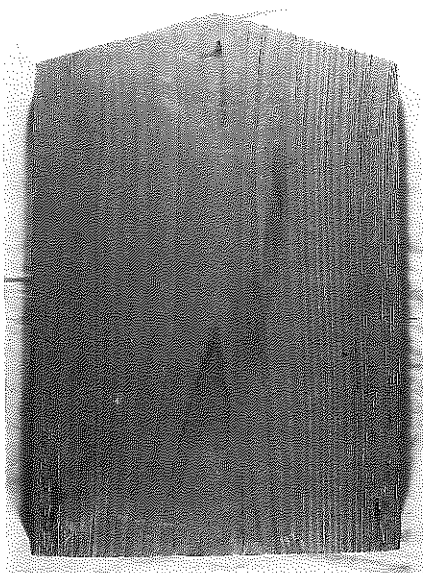
寸法

- ① 縦 四七・七 cm 横（上部）三一・五 cm
横（下部）三一・四 cm 厚さ 三・四 cm
- ② 縦 三七・五 cm 横（上部）三〇・三 cm
横（下部）三一・〇 cm 厚さ 一・八 cm

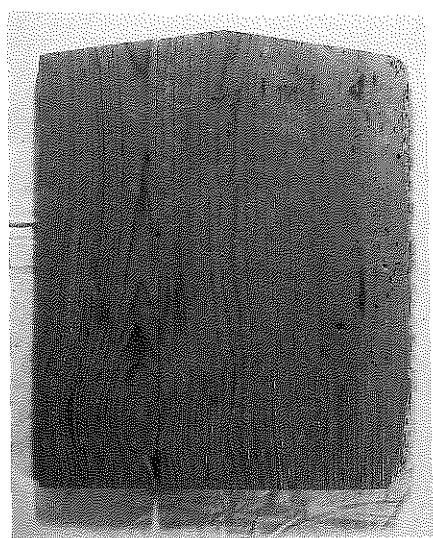
時代 室町時代

光明寺は国宝三王門（鎌倉時代）で知られる古刹であるが、大永七年（一五二七）に火災にあったため、中世の古文書記録類はほとんど伝わらない。この二枚の制札は数少ない中世の史料である。いずれも風化が甚しく、墨も消え、木のやせの差でようやく字形を判読できる状態である。

①は管領・丹波国守護細川持之、②は同国守護政元の後見人政国の下したものであるが、この制札では花押のあるべき部分が「在御判」となっており、案文ないし写しと判断されるべきものである。推測を



①



②

加えるならば、守護から受け取った禁制（紙に書いた正文）を寺で木札に写したものであろう。そのためか、木質は良好とは言えず、特に②は左下隅に節があるなど、やや作りに粗雑な面がみられる。内容は①、②ともほぼ同じで、軍勢等の乱入狼籍を禁じたものである。①の発給された時期はちょうど嘉吉の乱で將軍足利義教が暗殺され、乱の首謀者赤松満祐は播磨に立て籠って抵抗している最中であつて、この地方も山中持豊の軍勢が通過しており、なんらかの関連が推測される。現状のいたみが大きいことは惜しまれるが、府内の数少ない制札の遺品として貴重である。

（釈文）

①禁制

右軍勢甲乙人等不可致乱入狼籍若

違犯之輩者、固可処罪科之由所被仰下也

仍下知如件

嘉吉元年八月廿五日

右京大夫源朝臣 在御判

②禁制 丹州何鹿郡公尾山

右軍勢甲乙人等不可致乱入狼籍

若有令

也、仍下知如件

文明十年八月十八日

右馬頭

在御判

大道寺経塚出土品

(考古資料・指定)

一、銅経筒	一口
一、竹経筒	二口
一、須恵器鉢	一口
一、須恵器甕	一口
一、白磁皿	一片
一、土師器皿	五枚
一、菊花双鳥鏡	一面
一、景祐元宝	二枚
一、桧扇片	一片
一、紙本墨書法華経	八卷
一、紙本墨書阿弥陀経	一卷

京都市上京区下立売通新町西入る

京都府

(京都府埋蔵文化財調査研究センター保管)

時代 鎌倉時代

この経塚は、福知山市字今安小字大道に位置する豊富谷丘陵遺跡の一角に位置した大道廃寺跡に所在したもので昭和五六年(一九八一)、当時の日本国有鉄道福知山電車基地の建設に伴う発掘調査によって確認された。遺跡は三つの地区からなり、A、B地区から総柱の建物跡計四棟が検出され、そこから一段高いC地区からは古墓群が確認された。経塚はこの古墓群のなから発見されたものである。

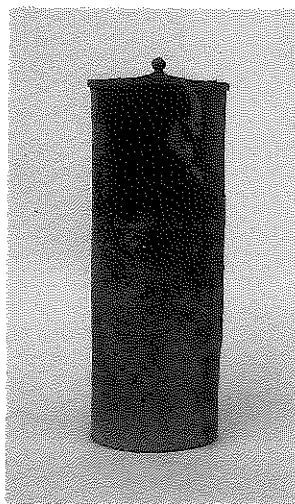
その構造は、地山を方形に掘り下げ、その壁面を掘りくぼめて横穴を設け、穴の中に河原石を敷き詰めて小石室を作っている。遺物はこの小石室内部と堅穴部の二カ所から出土した。

小石室内部には、須恵器の甕と蓋として使われた鉢が納められており、甕の中には銅製・竹製の経筒三口が残っていた。さらに銅製経筒内には、蠟燭状の塊となった経巻残欠が残されていた。堅穴部からは、土師器皿五枚、桧扇、和鏡、北宋銭、白磁器皿の破片が出土している。

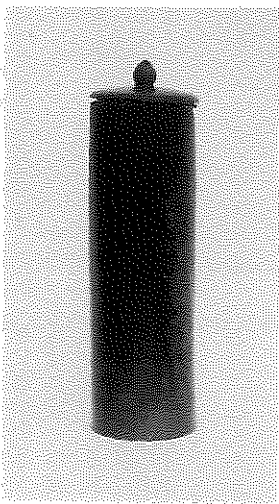
経塚に竹製経筒を埋納することについては、嘉禎二年(一二三六)僧宗快の編集した『如法経現修作法記』の「如法経筒奉納次第」のなかに「・・・筒は銅、或いは又、竹を用う」と記されており、平安時代以降経塚に竹の経筒を埋納していた事実は知られていたが、この経筒の発見により実物が確認されたものである。また、長期間土中にあった経筒内に奉納された経巻が残っている例はまれであるが、本経塚から出土した経巻は保存修理が行われた結果、法華経八巻、阿弥陀経一卷が確認され、また残存状況から書き写して巻き取ったままの状態に埋納された頓写経であることも明らかになった。

経塚の築造年代、遺物の製作年代はいずれも明確ではないが、経筒外容器の甕・鉢の年代観、周辺古墓の年代観、経の書風等から見て、鎌倉時代初期と推定される。写経の一番外側にあったと考えられる奥書等は失われており、絶対年代を判定できないことは惜しまれる。

本経塚出土品は、中世の経塚における埋経の実態を良く示す資料であり、府内では数少ない例として学術的・歴史的価値がさわめて高い。



銅経筒



竹経筒

銅經筒

嘉應二年（一一七〇）九月二十日の銘がある

熊野郡久美浜町字円頓寺七二七

円頓寺

一〇（考古資料・指定）

寸法	
総高	三四・五 cm
筒身高	二四・八 cm
蓋高	八・六 cm
蓋径	一〇・五五 cm
基壇縦	一四・三 cm
横	一三・五 cm
高	一・四一・五 cm

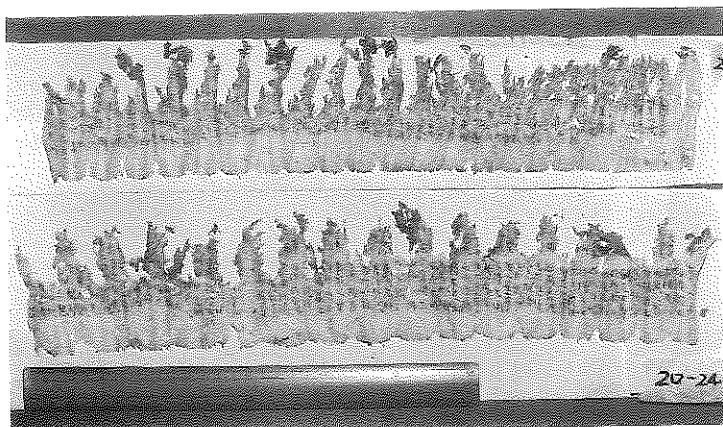
時代 嘉應二年（一一七〇）

この經筒は、江戸時代に熊野郡久美浜町大字円頓寺小字山の神の通称、山の神經塚から出土したと伝えるもので、すでに、『京都府史跡天然紀念物調査報告』第一冊（大正八年刊）や、『丹後史料叢書』第七輯の「大治山円頓寺」の項等で紹介されている周知の作例である。

七輯の「大治山円頓寺」の項等で紹介されている周知の作例である。鍛銅製。火焰宝珠を付した被せ蓋と円筒形の筒身、方形の基壇よりなる。火焰宝珠の紐を持つ蓋および基壇を伴うのは珍しく、舍利塔を思わせる經筒である。製作の良好さに加えて筒身の銘文がよりこの經筒の資料としての価値を高めている。写經の年月日、經典の種類、写經の方法及び目的、願主、施主、製作者等が網羅されており、その実態が明確にされる。

本品の筒身に刻まれた銘文は、他の經筒の銘文と比較しても完璧に近いものではあるが、願主の大江忠氏の経歴が今のところ定かではない。製作者の伴成包は、寛弘四年（一〇〇七）の藤原道長の金峯山埋經の際の經筒の製作者伴延助、久寿三年（一一五六）の愛知県豊橋市の普門寺埋經の際の製作者伴成恒と同じ系譜をひく鋳物師だとされている。

府内で出土した年代の明らかな經筒としては鞍馬寺經塚の保安元年（一一二〇）在銘のもの（国宝）、花背別所經塚の仁平三年（一一一五）のもの（重文）について古く、宮津市の龍神社經塚出土のもの（重文）よりややさかのぼる。



經卷 修理後



經卷 修理前

わずかに筒身に破損のあるほかは保存状態も良く、平安時代の経筒の優品として、また丹後地域の歴史を物語る資料として貴重である。

(筒身籠字名)

南无大恩教主釈迦牟尼如来

南无平等大会一乘妙法蓮華經

南无当来導師弥勒慈尊

釈迦末法代於南閻浮提大日本国山陰

道丹後国管熊野郡佐野郷大治村円頓寺

如法妙法蓮華經一部十卷奉書完畢

嘉応二年庚寅九月廿日丁酉鑄師伴成包

願主散位從五位下大江朝臣忠氏

女施主橘氏并子息等



有形民俗文化財

照国稲荷奉納船絵馬 一〇面

(登録)

宮津市由良

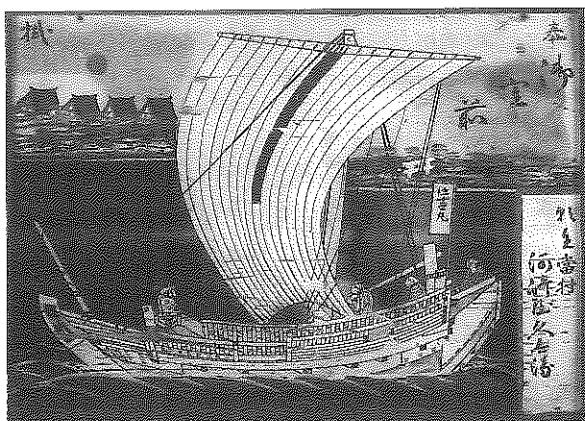
由良港自治会

この船絵馬は、宮津市の由良港地区に鎮座する照国稲荷社に奉納されたものである。

江戸時代中期から明治の半ば過ぎまで、日本海沿岸諸港と商都大阪を結ぶ海運に就航した廻船、北前船の航海安全を祈願し、あるいは無事を感じて奉納されたもので、一〇面が現存する。大半が明治期の

もので、いずれも板に刷絵を貼り付け泥絵具で彩色仕上げした絵馬である。奉納者は地元由良をはじめとする丹後地方の船主・船頭で占められている。

これらの船絵馬は、金比羅大権現奉納船絵馬（府・登録文化財）や玉司稲荷奉納船絵馬とあいまって由良湊の繁栄を伝えるもので、その数は多くはないが、この地方の交通及び交易に関する信仰の一端を示す資料として貴重である。



No 1

玉司稲荷奉納船絵馬 一〇面

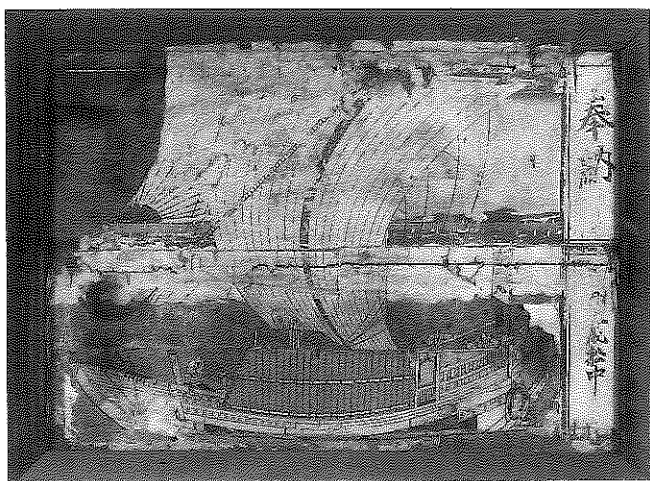
(登録)

宮津市由良

由良浜野路自治会

この船絵馬は、宮津市の由良浜野路地区に鎮座する玉司稲荷社に奉納されたものである。

いずれも、板に刷絵を貼り付け泥絵具で彩色仕上げした船絵馬で、大半が明治期のものである。照国稲荷奉納船絵馬と同じく、金比羅大権現奉納船絵馬（府・登録文化財）と一連のものであり、全体として傷みが著しいが、この地方の交通及び交易に関する信仰の一端を示す資料として貴重である。



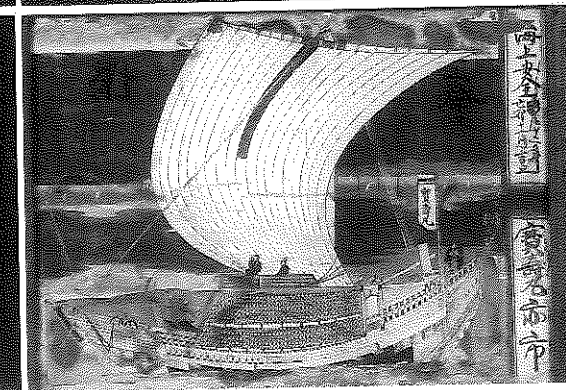
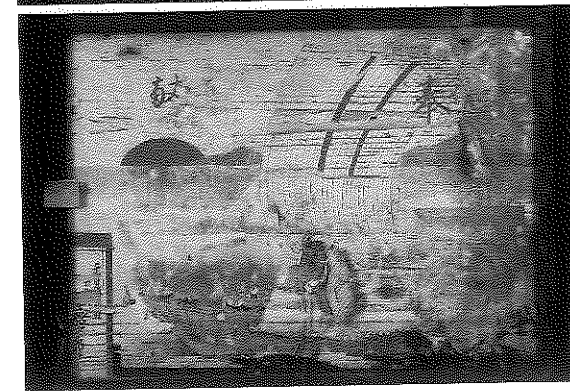
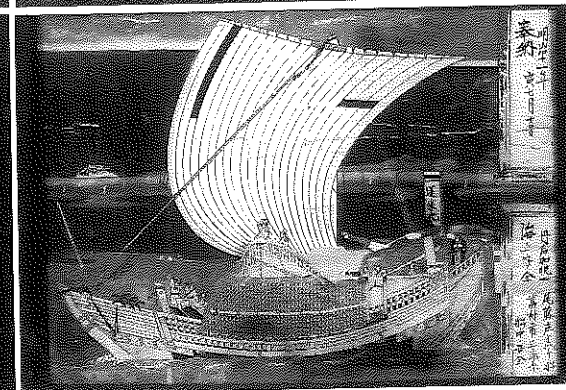
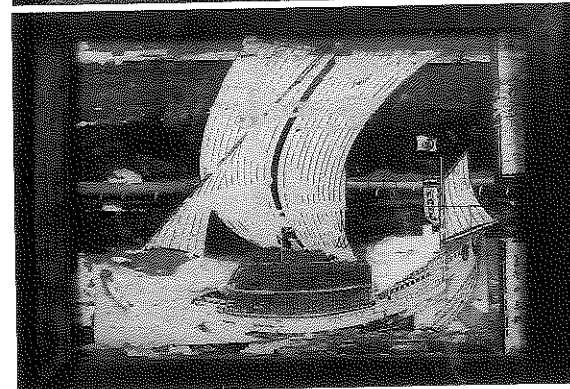
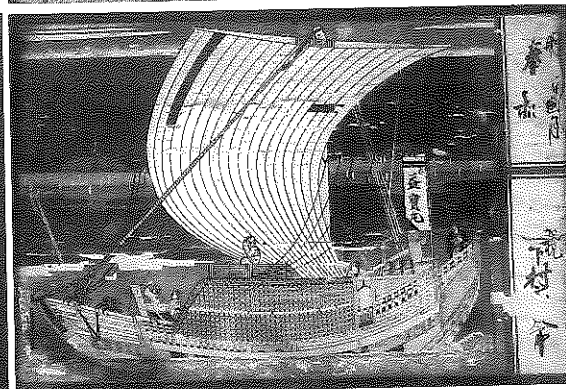
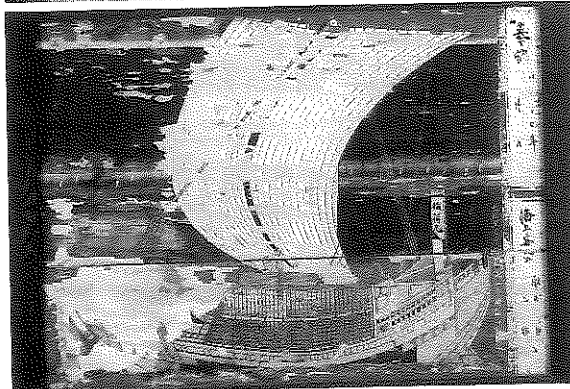
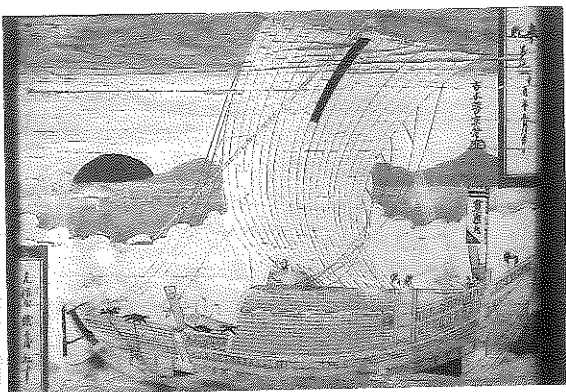
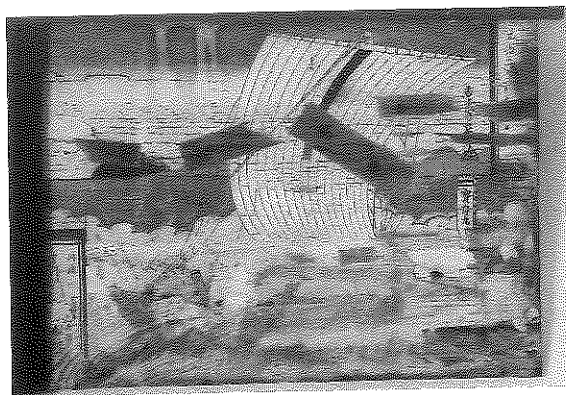
No 6

照 国 稻 荷 奉 納 船 絵 馬 目 録

番号	名 称〔船 名〕	法 量 縦×横(cm)	奉納年	奉 納 者	備 考〔銘 文〕
1	北前船絵馬〔高 王 丸〕	34.5×51.0	安政 3	米屋萬藏船中	米屋萬藏船中
2	北前船絵馬〔宝 恵 丸〕	71.3×95.8	万延 2	元結屋徳兵衛	吉本善京筆、元結屋徳兵衛船中
3	北前船絵馬〔伊 勢 丸〕	44.4×51.0	慶応 2	山本屋吉蔵	山本屋吉蔵
4	北前船絵馬〔帯 陽 丸〕	58.0×78.6	明治 7	船頭市三郎	絵馬藤筆、丹後下村手船 船頭当所市三郎
5	北前船絵馬〔古益宝丸〕	42.1×61.5	明治 8	下村市太郎	絵馬藤筆、加悦下村□□郎
6	北前船絵馬〔蓬 来 丸〕	58.6×77.7	明治11	当村市三郎	絵馬藤筆、丹后加悦町尾藤庄蔵 手船当村市三郎 乗船中安全
7	北前船絵馬〔宝 寿 丸〕	56.0×76.5	明治12	亦市	絵馬藤筆、宝寿丸亦市
8	北前船絵馬〔宝 寿 丸〕	58.8×77.9	明治元	井上長□□	丹後由良 井上長良行
9	北前船絵馬〔住 吉 丸〕	41.0×56.3	——	新屋宗□中	新屋宗□中
10	北前船絵馬〔住 吉 丸〕	36.5×51.4	——	河崎屋久兵衛	

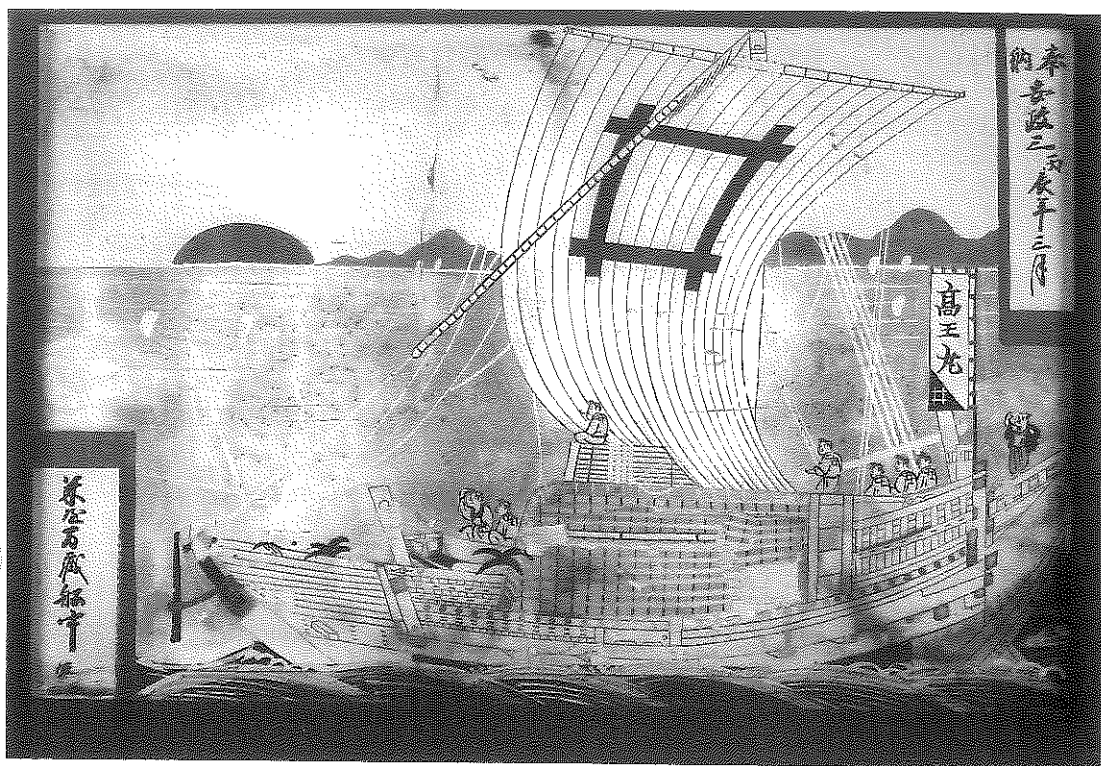
玉 司 稻 荷 奉 納 船 絵 馬 目 録

番号	名 称〔船 名〕	法 量 縦×横(cm)	奉納年	奉 納 者	備 考〔銘 文〕
1	北前船絵馬〔宝 恵 丸〕	52.1×71.6	文久 3	元結屋徳兵衛船	願主元結屋徳兵衛船
2	北前船絵馬〔宝 得 丸〕	60.0×78.5	元治 2	元結屋六兵衛船仲	吉本善京筆、丹後宮津元結屋 六兵衛船仲
3	北前船絵馬〔不 明〕	34.5×48.6	元治 2		
4	北前船絵馬〔賀□□〕	34.1×48.8	明治 2	山家屋	山家屋□□持
5	北前船絵馬〔元 景 丸〕	39.4×52.8	明治 6	舞鶴善六船中	丹後舞鶴善六船中
6	北前船絵馬〔国 國 丸〕	56.8×76.8	明治12	糸井又蔵船中	糸井又蔵船中
7	北前船絵馬〔稻 荷 丸〕	76.2×101.0	明治17	船長糸	絵馬藤筆、海上安全 船長糸□百□
8	北前船絵馬〔新稻荷丸〕	58.5×77.9	明治20	糸井皆蔵船	
9	北前船絵馬〔不 明〕	41.5×58.2	—— 2	——	
10	北前船絵馬〔万□□〕	45.8×60.8	——	嘉市郎	千□□□船 沖船頭 嘉市郎

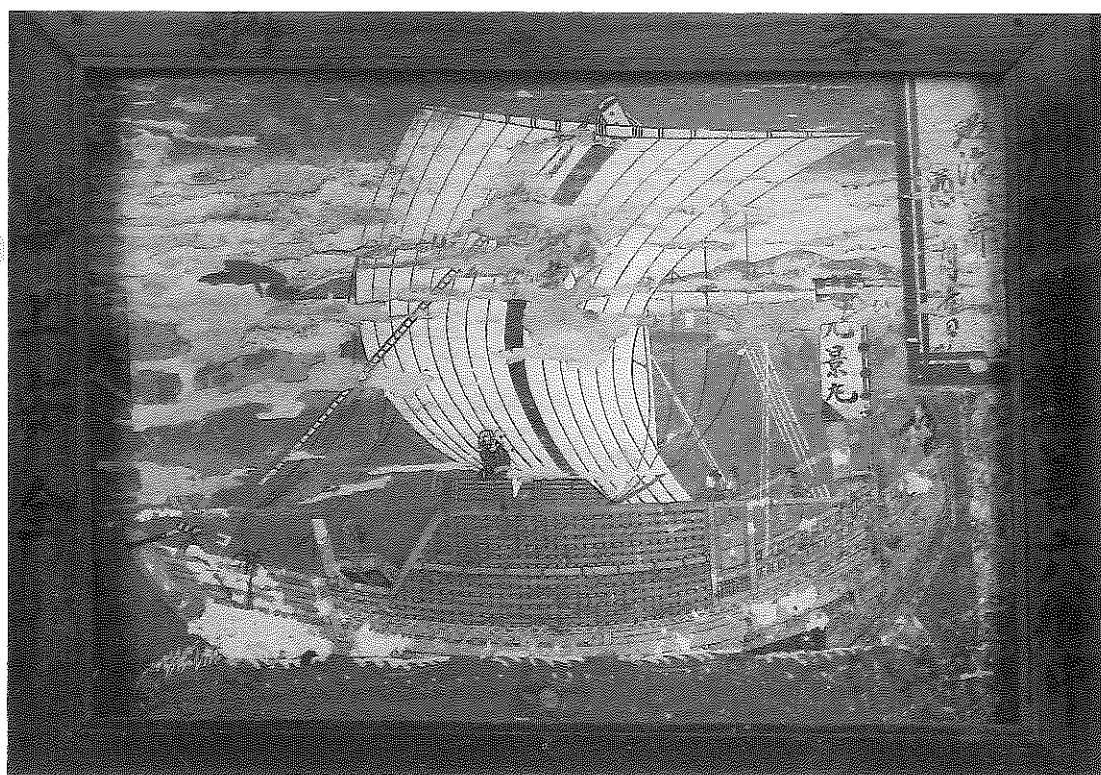


玉司稻荷奉納船絵馬
(上から No 2, 7, 8, 10)

照国稻荷奉納船絵馬
(上から No 2, 5, 6, 7)



照国稻荷奉納船絵馬 (No 1)



玉司稻荷奉納船絵馬 (No 5)

無形民俗文化財

宇治田原三社祭の舞物

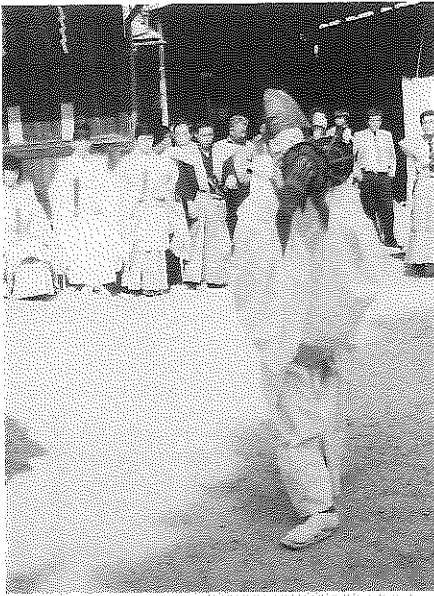
(登録)

三社祭保存会
綴喜郡宇治田原町郷ノ口

この芸能は、旧田原村の大宮、一ノ宮(御栗栖神社)、三ノ宮の神輿がイバ(居場・射場)と称する御旅所に集結して行われる祭礼行事である。三社の神輿が御旅所へ渡御する神幸祭(十月七日)と還幸祭(十月十日)から成り、三社祭と呼ばれている。

三社祭は古制のままに宮座の制で行われる。参加する宮座は十五座あり、一族座(田原一族座とも)、荒木一族座、荒木本座、荒木新座、南本座、南新座、四村本座、四村新座、公門座、八幡座、殿座、声翁座、田楽座、獅子座、王鼻座に分かれている。これらの座は、声翁座は大宮、獅子座、田楽座は一ノ宮、王鼻座は三ノ宮というふうに、その所属神社は一応決まっているが、祭事は一体となっていく。声翁座以下の四座は、その職能からまとめて舞物座といわれ、それぞれの芸能を奉仕する。一方、他座からは駆馬がだされる。

声翁は翁面の白衣の者が鼓を打ちつつ一人で舞う細男、田楽は狩衣に烏帽子を冠った少年一人(もと三人)が勤めるもの、獅子舞は締太鼓で舞う二人立ちの獅子舞、王



声翁



王鼻

鼻は王鼻面に鶏甲とりかぶとの少年一人が太鼓と鉦の囃子で演じる王ノ舞である。これに対し、駆馬は、御旅所の馬場で馬を走らせるものである。本来は一族座・荒木一族座の二座を除く十三座が一頭ずつ出し、また、個人の願かけ馬も加わる盛大なものであったというが、現在は一頭制で(二頭の年もある)、公門座がこの係とされ、その当屋が神姿で騎手を勤める(現在は代理人)。

これらは還幸祭に御旅所で行われる。この日、居場には各座の飯屋(現在は定紋入りのテント)が設けられ、飯屋ではそれぞれの「座」が営まれ、なかなかの賑いをみせる。ただし舞物は形骸化がすすみ、獅子舞と田楽はほとんど出るだけとなっている。舞物についてはこのように風化が著しい。しかし、王ノ舞、獅子舞、田楽に細男そして駆馬を加えたその構成は中世的なものである。なかでも、平安末鎌倉期に中央大社寺の祭礼に盛行しながら春日若宮御祭のほかは類例の知られない細男の伝承は貴重であり、宮座制とあいまって資料的価値が高い。

盛郷もりさとの上げ松あへ

(登録)

盛郷区

北桑田郡美山町大字盛郷

この上げ松は、柱松はしらまつ形式の火祭りである。八月二十四日夜行われる。

松河原と呼ぶ村はずれの河原に柱状の二本の大松明を立て、その柱の先端にとりつけたモジという逆円錐形の燃料部に、長さ一五センチメートル直径七センチメートルぐらいの松明を競争で放り上げ、盛大に着火、炎上させる行事である。小さい方は子供用とするが、大は神木と称する柱状の部分が三段継ぎになっており、先端に立てる御幣をつけた青竹を加えた高さは三〇メートルを超える。そのうえ、モジ上面の直径は昔から手拭の長さで決まっているため、そこへ松明を上げるのはいへんで、燃え上るまでかなりの時間がかかる。その間、絶え間なく放り上げられる松明の描く火の放物線と、あたり一帯に立て並べられた地松の火がまじり合い、まさしく火の饗宴を現出する。ここには神楽による囃子もあり、賑やかにこれを囃す。

この河原での行事は、先端の「御幣さん」が落下するのをもって終りとされ、「御幣さん」が拾われると、ほどなく神木が倒される。拾われた御幣は当番が直ちに薬師堂へおさめ、その他一同は神楽を囃しながら公民館へと戻る。現在はお神酒をいただき、神楽五、六番を打って解散するが、以前は当番の家を宿としてオコウ（講）を行い、最初に松明を上げた人を正客とし本膳で祝いの宴を張り、講がはねると田士の観音堂に移ってその堂内で盆踊りを行うならわしであった。

こうした柱松行事は、京都市の北部から若狭（福井県）にかけて点々と行われていた。隣りあう大字鶴ヶ岡でも殿と川合の二地区で傳承されている。そのほとんどは愛宕山への献火行事とされるが、盛郷も同様で、「御幣さん」の竹に愛宕山からうけた祈禱札と櫓をとりつけたり、上げ松の種火を当番が祀る愛宕さんのお灯明から採り、あるいは服忌者の参加をタブー化するなど愛宕信仰との関連をのぞかせる。

盛郷の上げ松は、本来、区内の田土、上吉田、林の三地区がそれぞれ行ってきた上げ松が一つになったものである。過疎化の進行に伴う

もので、細部における変容も否めないが、上げ松に並行する家単位の松明行事（各家が自家の近辺に一本の松明を点す）など注意すべきものがあり、資料として貴重な伝承である。



殿とのの上げ松

(登録)
殿区

北桑田郡美山町大字鶴ヶ岡

この上げ松は、柱松形式の火祭りで、八月二十四日夜、松河原とわぶ近くの河原で行われる。

長大なサオと称する丸太の先端に杉葉などの燃料や花火（古くは竹）を詰めたモジをつけた柱状の大松明を立て、そのモジに競争で、長さ一五センチメートル、手元の径五センチメートルほどの松明を放り上げ、着火、炎上させる行事で、服忌者を除く殿地区の男子が総出で行う。ここでも笛・鉦・太鼓の神楽の囃子が付き、大いに賑わう。集落から松河原までの道端や川の両岸には地松が立て並べられ、また、家単位の松明もあって、あたり一面、火の海の壮観を呈する。

立てられる柱松は、いま全高一七メートルほどの一本だけだが、昔は大・中・小の三本を立てる例で、大は青壮年、中は少年、小は子供用となっていた。現在の一本は中相当の大きさであるが、それを立てる松起しは昔ながらに三方に綱を張り、又木を用いて行われている。

やはり、てっぺんの御幣の落下をもって終りとし、サオを倒し、公民館に引きあげ、御幣を床におさめ、その前で宴を開く。この集りをオコウ（アゲマツ講とも）と称するが、もとはやはり最初に松明を上げた者を正座に据え、盛大に宴を張る例であった。

この上げ松も、愛宕信仰を背景とする行事であり、盛郷や川合のそれと同じく資料として貴重な伝承である。

川合のの上げ松

(登録)
川合区

北桑田郡美山町大字鶴ヶ岡

この上げ松は、柱松形式の火祭りで、川合地区の松河原と呼ぶ河原で八月二十四日夜行われる。



殿のの上げ松

長さ一〇メートルほどの丸太の先端に逆円錐形のモジをとりつけ、それにアゲマツという長さ一五センチメートルほどの松明を競争で放り上げ、着火、炎上させる行事である。笛・太鼓の神楽の囃子があつて上げ松を囃す。

亀島の精霊船行事

しょうろうふね

(登録)

高梨区、立石区、耳鼻区、亀山区

与謝郡伊根町字亀島

ここには、家を出たところに一個立てる家単位の地松はみられないが、松河原の両岸にはたくさんさんの地松が立て並べられ、アゲマツの描く光の放物線とともに壮観を呈する。

行事はやはり、モジに差し立てた御幣の落下をもって終り、サオを倒して公民館に引きあげ、御幣を床におさめて宴を開く。それを松講と称し、昔はアゲマツを最初に上げた者を饗応した。

盛郷や殿と同じく、この上げ松も愛宕山への献火行事とされ、愛宕信仰の資料として貴重である。



この精霊船行事は、亀島を構成する四地区―高梨、立石、耳鼻、亀山でそれぞれ行われる共同体の盆行事である。

行事は、八月十六日の船づくり(高梨は八月十五日)と、その船に村中の精霊を乗せて沖に流す盆送りが中心で、地区をあげて行われる。各家から一人ずつ男衆が出て準備に当る習いで(高梨は組による輪番制)、年寄と子供がそれに加わる。責任者は区長とされるが、材料の麦藁や竹、色紙などの調達が主な仕事で、男衆が船づくり、年寄はハタやノボリ、子供たちは人形づくりというように仕事を分担して準備をすすめる。船は太く束ねて棒状にした麦藁と竹を骨格とする麦藁仕立のもので、地区ごとに各一隻つくられる。その大きさは全長四―五メートル、最大巾一メートル前後で、作り方や構造は地区ごとにいくらか異なるが、中央に帆柱とエントツと称する竹筒を立て、船べりには竹の花立て、線香立てをめぐらし、人形を乗せる。人形は頭部をキユウリ、ナスビ、ウリ、ホオヅキ、ミョウガといった野菜類、胴体手足部を竹(本来は麻ガラ)で作り、施餓鬼のハタを用いた着物を着せるといふものである。人形の数はいくつと良いといつて、二〇体以上作るところもある。また、人形

は初盆の人に見立てて作るともい、その人が女性の場合は衣裳を赤などの色物としたり、舳先や艫に配する人形を船頭さんと呼んでこれだけは初盆の家が作るものともいわれる。

これらの支度がととのうと最後の飾りつけが行われ、別に用意された帆がとりつけられて船づくりが完了する。

船づくりが終わるとすぐ盆送りとなり、舳れが出され、地区の浜へと人々が参集する。各家ではそれまでにとりまとめたおいた盆の供物や花を持ち、線香

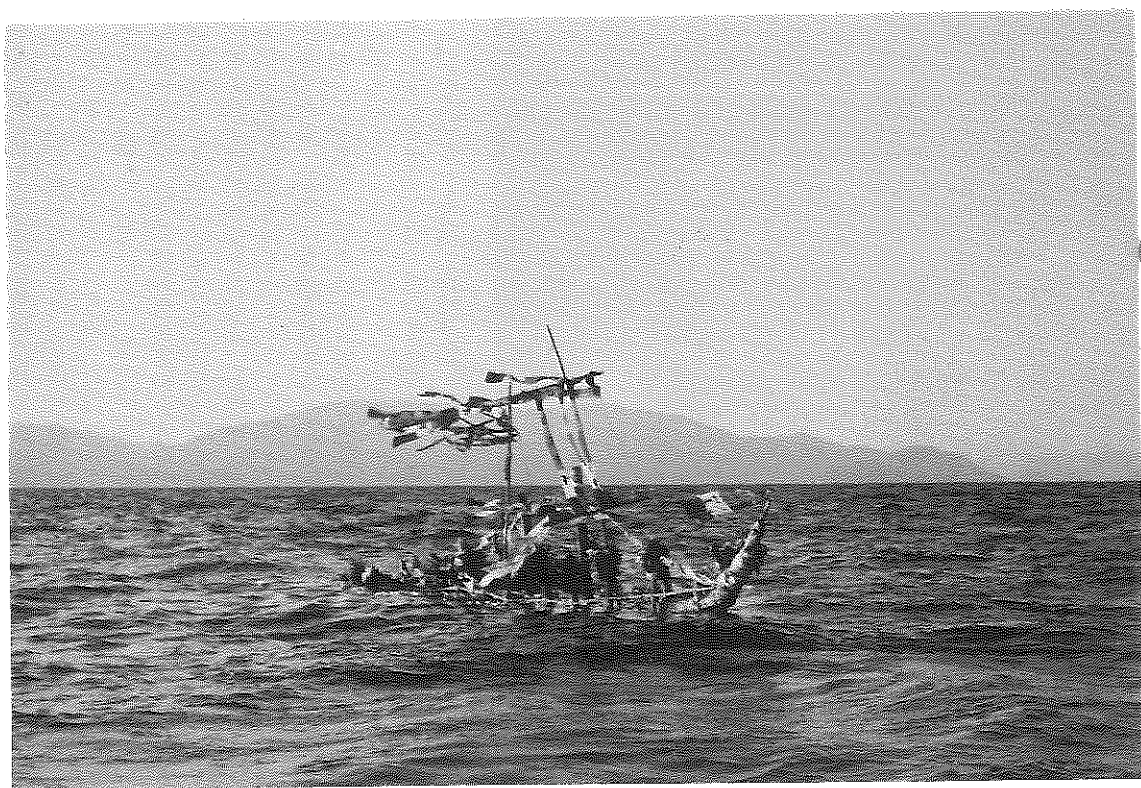


をとぼして船まで出向き、めいめいそれらを船に積み込む。地区によつては「仏さんの弁当」と称するダンゴを持参するしきりがあり、時には不要となった仏具なども積み込まれる。

こうしてお精霊さんに乗せた精霊船は、浜でモーター船に積まれ、村人が見送る中を子供たちの手で沖合へと運ばれる。その間、モーター船に乗せた鉦太鼓が打たれるばかりである。見送りの手を合わせるぐらいではどなく解散する。

一方、沖へ運ばれた精霊船は潮と風をみはからって海に投じられる。精霊船は東の方へ流すことになっており、それを「永平寺へ行かつしやる」などといっている。この精霊船を流す役は、ハタヨセ（寺々から施餓鬼のハタを貰い集める）、人形作りの役とともに子供の仕事と決まっていた。このことは、この精霊船行事が古くは子供組の管掌下にあったことを窺わせるものであり注意される。

亀島の精霊船行事は、このように地区として行われる精霊送りの行事である。子供の関与がしだいに後退し、船のつくり方も一部簡略化するなど変容がみられるが、共同体行事としてのこうした精霊送りはあまり例がなく、資料として貴重である。



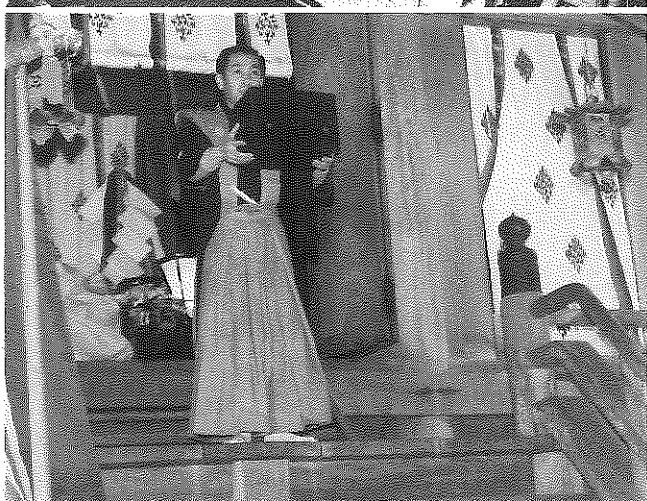
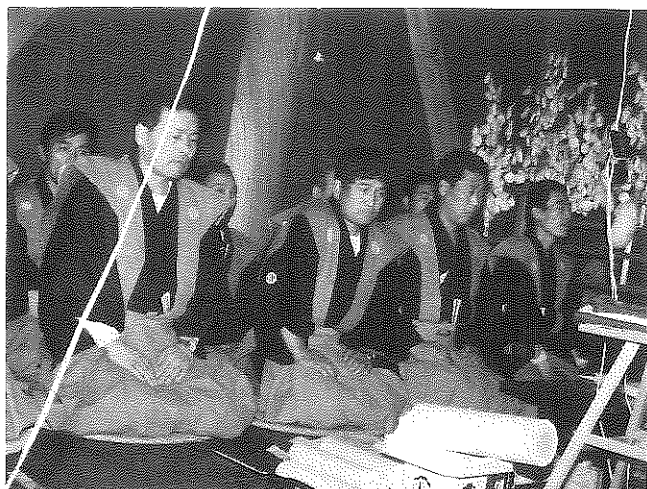
宇良神社延年祭

(登録)

宇良神社延年祭保存会
与謝郡伊根町宇本庄浜

この延年祭は三月十七日に宇良神社で行われる。本庄浜、本庄宇治、本庄上、河来見に散在する三野姓の一統が構成する「宮人」とよぶ宮座の祭事であり、その終りに福棒を授与するところから福棒祭ともいわれる。

祭は宮人による花と棒づくり、宮人の宮籠りがあつて、十六日の花納め、十七日の本祭と続く。花納めは当年の宮人(八人、本来は十二人)が各一本奉獻する一メートルほどの花八本と一・八メートルほどの明



神花、及び福棒十二本を神前に納める行事である。本祭は、袴に身を固めた宮人の昇殿にはじまり、神職の大祓、宮人奉幣、御面拝戴、祝詞奏上、高砂の歌(謡曲)、戌亥の歌、行道(花・福棒等を奉持して本殿高廊を三周)、奉幣、くじ取り、花の授与、御面拝戴の次第で行われる。

御面拝戴というのは神前の翁の古面を面箱に納めたまま持出し参拝者に拝させる儀、くじ取りは福棒の当りくじを取る儀である。福棒はこのくじによって授与されるが、以前はこの他にケンカ棒と称する棒二本が用意され、福を授かるものとして古くから広い信仰を持っていた。

この祭は、延年と福徳を授かるものとして古くから広い信仰を持っており、記録に「正月十七日神事」「延年」などとみえている。本来は修正会として行われたもので、修正会との関連は福棒授与にも明らかだが、それが三野一統の同族祭祀として行われるところに大きな特色のある伝承であり、資料として貴重である。

史跡・名勝・天然記念物

湧田山古墳群

(史跡・指定)

中郡峰山町字丹波小字涌田山

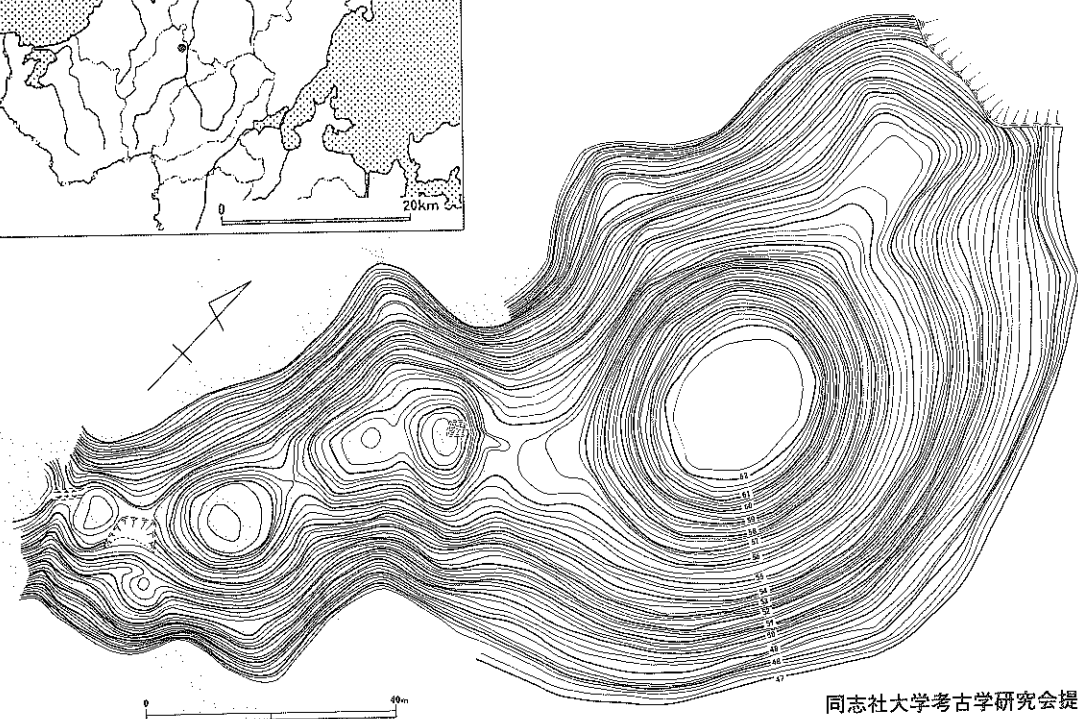
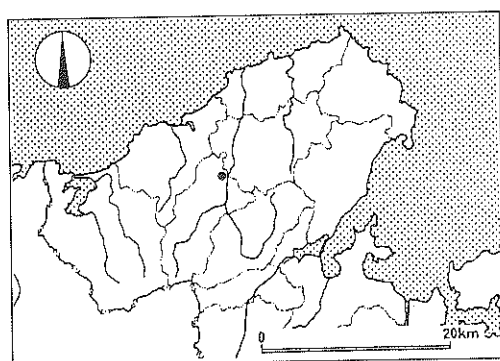
字矢田小字田中

峰山町は、丹後半島最大の河川である竹野川の中流域に位置している。その東北部、弥栄町域に隣接して、丹波・矢田の集落がある。丹波は、古代の丹波国（のち丹後国）丹波郡丹波郷にあたり、丹波（丹後）地方の中心地と考えられる。周辺地域は丹後地方有数の古墳・遺跡の密集地となっている。

湧田山古墳群は、丹波と矢田の字界の丘陵上に立地し、大型前方後円墳を盟主とし、大小の円墳を主体として構成される総数約三〇基からなる丹後地方屈指の古墳群である。指定地は、竹野川に隣接する東端の丘陵上に立地する前方後円墳（一号墳）を含む一帯である。

当古墳群は、発掘調査が実施されないため、外表施設・内部主体・副葬品等については不明であるが、同志社大学考古学研究会の行った地形測量調査によると、一号墳は、全長一〇〇メートルに及ぶ帆立貝式の前方後円墳である。この規模は、竹野川流域では、弥栄町黒部銚子山古墳（府指定史跡）とともに、丹後町神明山古墳（国指定史跡）に次ぐものである。

年代や位置付け等今後の検討に俟つべき点は多いが、立地・墳形・群構成等の諸特徴が、従来の丹後の大型前方後円墳の様相とは異なる点も注目され、丹後の古代豪族の勢力や府内の古墳文化を知る上で重要なものである。



同志社大学考古学研究会提供

養林庵書院庭園

(名勝・指定)
宇治市宇治蓮華

養林庵は、現在平等院を管理する浄土宗浄土院の子院のひとつであったが、明治維新時に廃され、浄土院客殿とされている。国の重要文化財である書院建物は、慶長六年(一六〇一)加藤和尙が同庵を創立したおりに、伏見城より移築したものと伝えられている。

庭園は、桁行九・一m、梁間九・九mの単層入母屋造松皮葺書院建物の東側と南側に、土塀で囲まれた鈎型の地割で築かれている。建物正面の東側広縁先には、北辺の中門から、切石と丸石とを二列直線に埋め並べた延段を縦貫させている。この直線的な延段は、広縁南端に置かれた嵩だかい手水鉢の手前に至り、一転して大小とり混ぜた飛石の曲路へと変化してゆく。

庭景の焦点は、南東の曲り角に据えられた尖頭の立石を中心とする石組である。書院からの視線正面より、南へ続く丈の低い捨石風の景石の連なりとモチの老樹そして台座をもつ太棹の織部燈籠を背後に置く配合は、書院からの坐観と、南西部に設けられた四畳半の茶室の入口にいたる南側露地からの見返し視線とを共に満足する構成をみせている。露地は西南端の蹲踞に至り、躰口へともどる飛石と延段とからなり、低木以外の景物を配することなく通用本位の簡素なかたちにまとめられている。

桃山様式を示す書院建物をとりまく平庭として、意匠・規模ともに建造物と調和した本庭は、細川三斎(忠興)の作ともいわれ、華麗ではないが洗練された茶人好みの技巧をみせている。



旧府知事公舎のエノキ

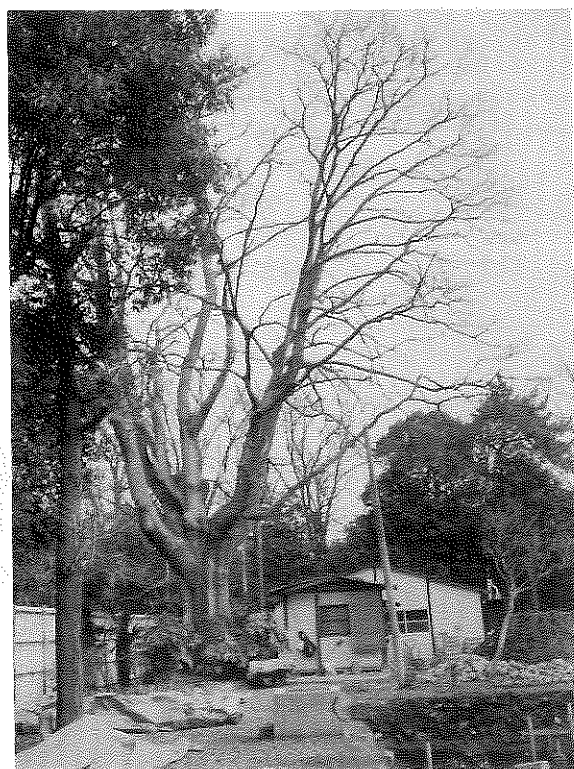
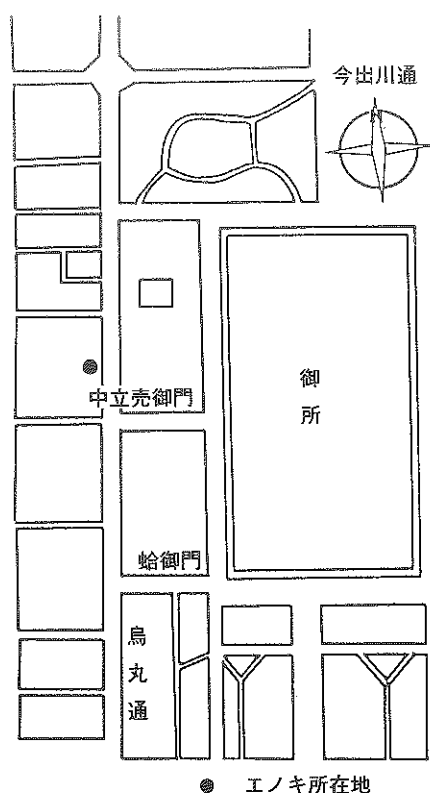
(天然記念物・指定)

京都市上京区烏丸通中立売上ル龍前町

府民ホール(仮称)の建設が進められている京都府知事公舎の敷地は、平安京左京三坊五町の地点に位置している。昭和六十二年度の京都府埋蔵文化財調査研究センターの発掘調査により、古くは縄文時代晚期から弥生時代前期の遺構をはじめ、平安初期の整地層、室町から江戸期に至る各時代の建物跡・土壇など数多くの遺構と、安土桃山期の金箔瓦など様々な遺物が検出されている。

エノキ〔学名: *Quercus sinensis Pers.*〕の老樹は、この敷地北辺の烏丸通寄りに亭立している。地上四mの部分で六本に分岐する主幹の表面には、支幹に沿うように深い縦溝が形成されており、主幹の断面形状は星形をなしている。烏丸通りをはさんで、御所御苑の内にもこの種の老木はみられるが、胸高幹周囲・八八m、樹高約二〇mの規模をもつこのエノキは、もともと樹令の高い一樹と考えられる。

幕末慶応二年の「慶応内裏図」によると、同敷地は藤原北家中御門流園氏の分家である東園の邸宅の所在地であり、御所とその周辺の公家町とで構成された近世の市街緑地の植生が保存された例として価値が高い。



文化財環境保全地区

酬恩庵文化財環境保全地区

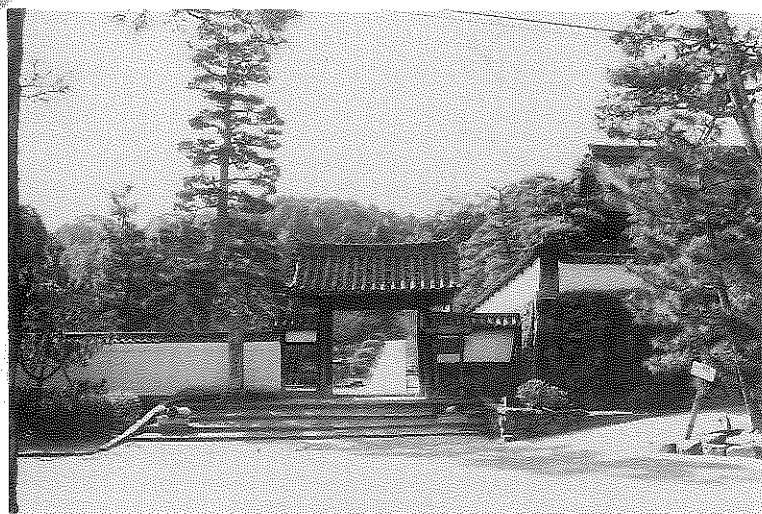
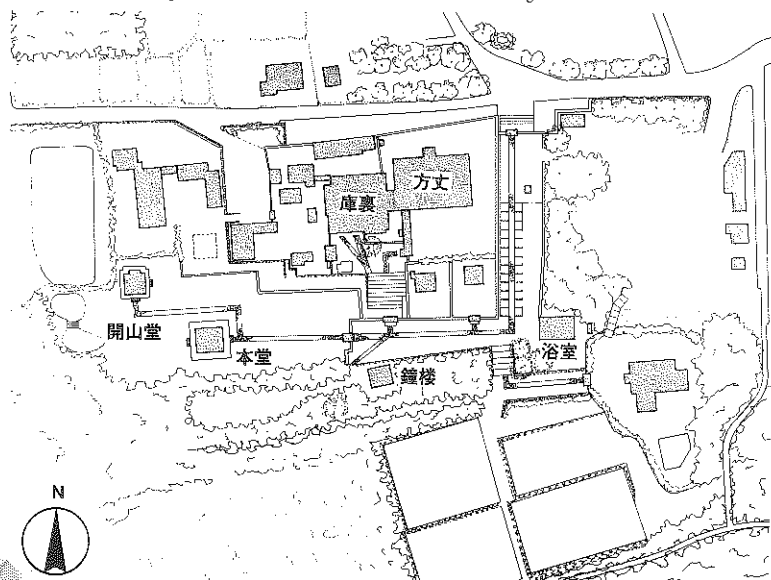
綴喜郡田辺町大字新小字里ノ内七六番五他

酬恩庵

酬恩庵は甘南備山の尾根が東に延びる山麓の北側に位置する。北側に京都盆地が広がり、愛宕山、比叡山の山々が望まれ、昔は木津川を行き交う舟が、方丈の縁から眺められたといわれている。そしてこの地方は往古、石清水八幡宮の領地であって、奉納する薪の集積地であったことから、「薪」といわれる地名が由来するともいわれている。また一休禪師を指導者とする京都最南の一大文化圏をもなしていた。ここにはもと大應国師が正応年中（一二八八〜九三）に開いた霊瑞山妙勝寺があったが、元弘の兵火により焼失し荒廃していた。その後、一休宗純禪師が康正二年（一四五六）に、霊場の絶えることを惜しみ妙勝寺を再興し、師の恩に酬いるため「酬恩庵」と号し、庵を営み、八十八歳で示寂するまで晩年をこの地で過ごした。その後、元和元年（一六一五）前田利常が、この寺が荒廃しているのを悲しみ、慶安三年（一六五〇）から承応三年（一六五四）にかけて、諸堂の再建改修を行い、妙勝寺を再興した。現在残る諸建物及び庭園は、この頃に建立あるいは改修された物である。

境内の景観は、北面する総門前の松並木より始まり、門を入ると石畳が、緩やかな上り坂となって流

き、正面に三本のスギが茂っている。参道は当酬恩庵を囲む白い土堀に添って西に折れ、正面に室町時代の妙勝寺の面影を今に残す本堂が建っており、途中の南面する中門を入ると下り坂となって、当庵の禅宗塔頭伽藍が広がっている。方丈南庭園からの景観は宗純王廟と虎丘庵の建物が相対して、庭の背景となり、その背後には丘陵が借景となつて連なっている。そうした南側に広がる丘陵地や境内の各所には、コジイを中心とする常緑広葉樹が茂り、寺の景観を形作っており、また、参道の構想・景観はいかにも禅院風で旋律的な構成となっている。当地区は歴史的に貴重な数多くの有形文化財を有しており、そうした地区の環境の保全を計ろうとするものである。



岡田国神社文化財環境保全地区

相模郡木津町大字木津小字太谷一〇五番

岡田国神社

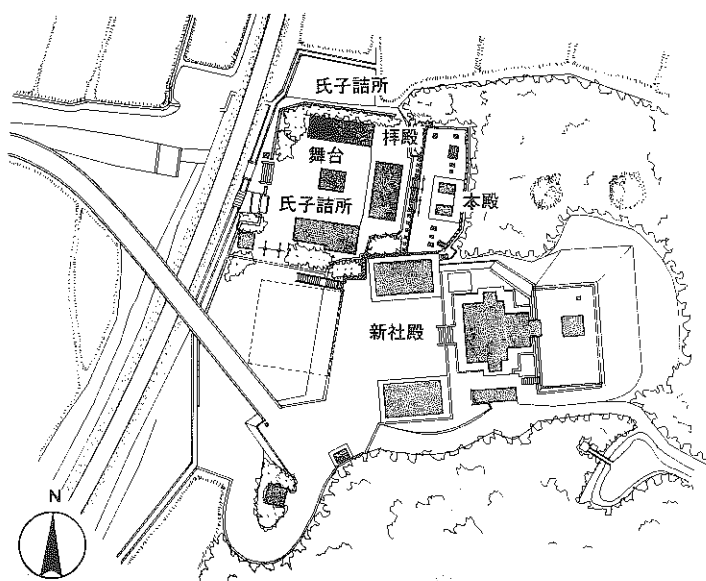
岡田国神社は木津町の東を流れる井関川の北側、天神山の麓に西を向き鎮座している。近世まで「天神宮」と称し、木津郷内の小寺・大路・千童子・枝・上津の五か村の氏神として祀られていた。創立については詳らかでないが、応永三十五年（一四二八）には社名が見られ、その歴史を知ることができる。境内地は慶長九年（一六〇四）に、境内山林は元禄十年（一六九七）にそれぞれ社領を下付されている。社殿の造営は、永正十三年（一五一六）に造替が行われたが、その社殿は永禄十年（一五六七）に兵火にあっている。

参道は奈良街道より三〇〇メートルに渡つてのび、神殿配置は石垣の上に透塀を構えた一段高い所を神域として、本殿・摂社・小社の社が建ち並び、その下の広場には、舞台を中心としてそれを囲むように拝殿・南北の両氏子詰所（仮屋）が配されている。

本殿は安永三年（一七七四）建立で左右両殿より成り、並列し、同一形式で同一規模の縄形式による一間社春日造である。ただ相異なる所は内外陣境が、右殿は二神を祀るために二間とし、そして、左殿は三神を祀るために三間となることであり、そのほかは同一である。両殿は背面柱筋に障壁を設けて繋がり、大樋が架っている。

拝殿は明治の調査に元和六年（一六二〇）に建設されたと記載される、切妻造で本瓦葺の建物は、桁行五間とする横長で大型の建物であり、柱太く力強い梁組を見せる、希少な建物である。

南北に相対する氏子詰所は、境内中央に配された舞台を意識して、床面全体に緩やかな傾斜を付けた造りとなり、舞台と共に棧瓦葺の屋根で造られた質素な建物である。



これらの社殿諸建物は、江戸時代中期・享保七年（一七二二）の文書にも相応する建物が記されており、この頃にはすでに現在の社殿配置が出来上がっていた。春日造二棟を併置する形態は、奈良県下を中心にその類例が現存しており、それは春日大社の影響を示すものである。またさらに、舞台を中心として拝殿・南北の両氏子詰所を配する配置形態は、府南部相模地域に集中して見られる遺構であり、それは室町時代の惣の社の姿を今に伝えるものとして希少な価値がある。これらを取巻く杜叢は、近年になって開発が進んだが、本殿背面にはシイなどの常緑広葉樹林が残り、「鎮守の森」の面影が残っている。そして社殿に集し楽しんだ、村民の有様を伝える社殿形態と共にその保全を計ろうとするものである。



八幡宮文化財環境保全地区

相楽郡加茂町大字森小字ダラ二田一番他

八幡宮

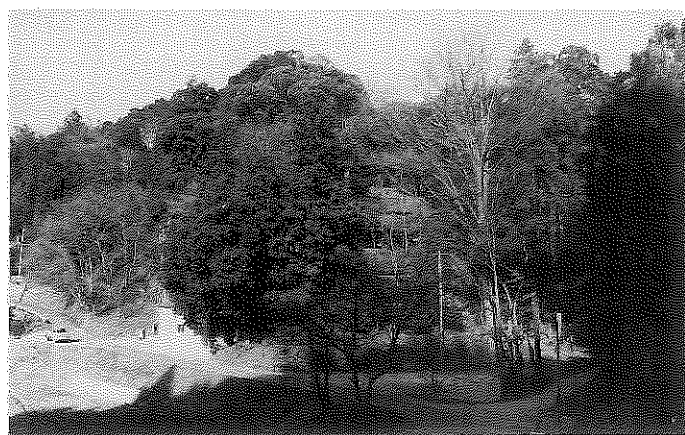
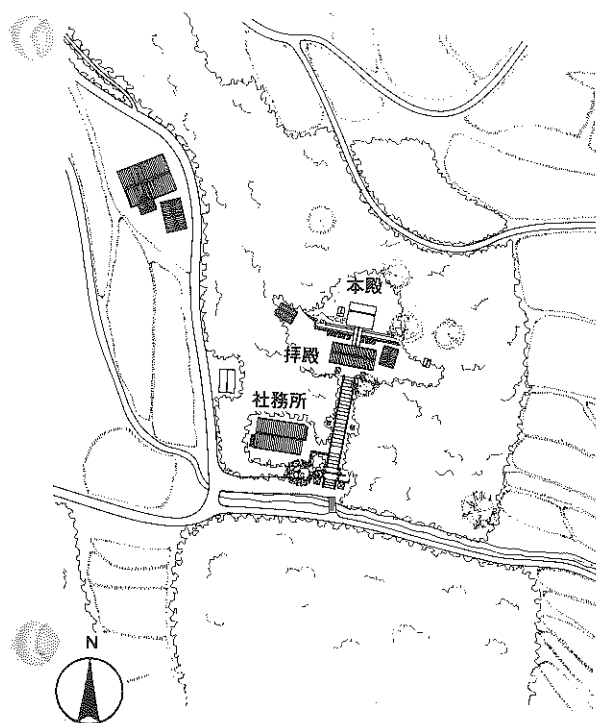
八幡宮は灯明寺山の南東の麓に位置し、当尾郷内の尻枝・南下手・北下手・森・高去・勝負・辻・大畑の八集落の氏神として、菅田別尊・気長足姫・高良玉垂命が祀られており、森集落の南端に鎮座している。

当社の草創は、社伝によると天平十三年（七四一）恭仁京に遷幸の時、宇佐八幡宮を勧請したのが当社のはじまりといわれる。境内にある石碑には「八幡宮御宝前石橋 寛元三年乙巳三月日云云」の銘があり、現在も常緑樹林の茂る社叢を形成する南北の丘陵地の谷間を西流する谷川に石橋を架け、参道入口となしている。

石段の前に木製の両部鳥居が立ち、長い石段を登った、やや開けた地に拝殿が建ち、その奥の斜面地に本殿が建っており、鳥居・拝殿・本殿と直線軸上に配されている。そして、拝殿の東側山際には、二軀の磨崖仏がある。右に毘沙門天像、左に不動明王像が配され、片麻岩の巨岩に鎌倉時代後期、正中三年（一三二六）の造立銘文と共に、岩面を平らにアーチ形に彫り沈めて、線彫で像が刻まれている。

毘沙門天像は斜め左方を向き、眉根を寄せギョロリとした両眼に、唇をひき結び、口髭をあしらっている。屈臂した右手は三叉戟を高くかざし、左手は屈臂して宝塔を捧げている。足は左右に開き、右脚に重心をおいて、大地を踏まえている。身には甲冑をまとい、獅嚙を飾った姿は力強く威厳に満ちた表現となっている。非常に希少価値の高い石仏である。

不動明王像は右下向きににらみ、右手は屈臂して三鈷剣を腰前に立てかざし、左手は垂下して絹索をにぎっている。盤石の上に直立する像容は衣紋や全身に火焰をあげる表現と共に写実性が豊かである。



本殿は享保四年（一七一九）八月中旬頃に山崩により大破し、翌年再建された三間社流造の建物で、身舎正面のみに縁を設け、正面柱筋に取付く脇障子は、側面にも付き、さらに一段低くなって正面へと回している。また向拝中央間に取付く木階の両側に設けられた浜床は、縁と同一高にして高く構えて、障壁と高欄を備えており、儀式的に使えるように造られた珍しい本殿建築である。

社殿が建つ境内は開放的で明るく、斜面地に数多くの巨岩が露出する中に、懸造風の華やかで荘厳な本殿が、周囲の森に解け合い、すばらしい景観を作り出している。そして社叢はシラカシを主林とする常緑広葉樹林で、参道部や境内縁部にはケヤキ・イチヨウ等の大木も生い茂り、谷川を挟んで南接する丘陵はスギ林となって、針・広両林とが組合わさり対象的な森林構成となつて、景観に変化を与え、緑の豊かさを強調し、「鎮守の森」としての景観を大きく醸し出している。

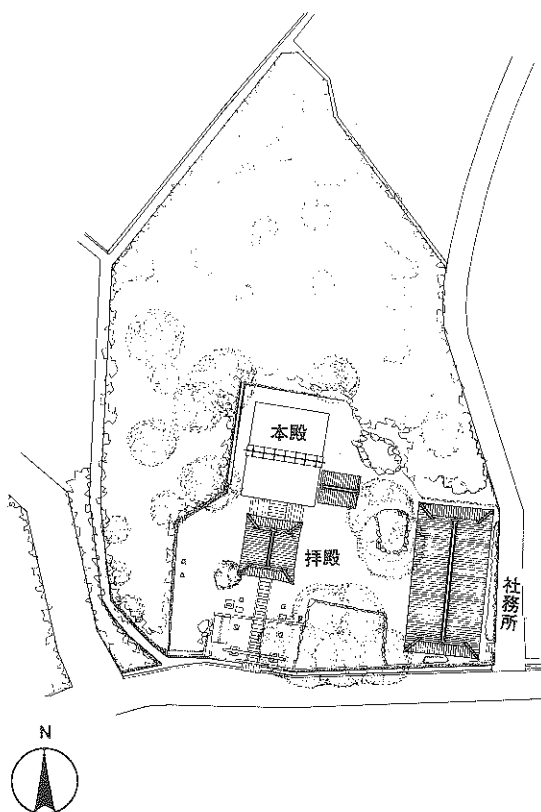
荒井神社文化財環境保全地区

船井郡八木町字神田小字荒井一番地

荒井神社

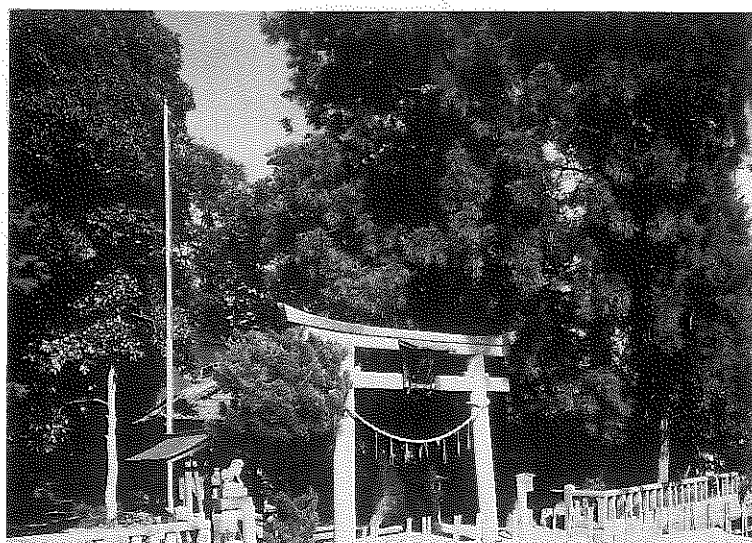
荒井神社の位置する神田村は、北を山に負い、南方は園部川と大堰川（桂川）が合流して、平坦地を形成する小盆地に集落がある。当社はこの集落の北西山麓の丘陵端にある西光寺の境内に接して鎮座している。神田村・雀部村・広垣内村・室河原村の四か村の氏神として、荒魂神を祭神として祀られている。

西光寺への参道入口脇に、狭小ながら整備された境内地がある。正面に鳥居を構え、拝殿・本殿が直線軸上に配され、東側縁には社務所が建っている。本殿は覆屋内に納まる一間社流造の建物で、永禄九年（一五六六）に建立されたもので、特に向拝に取付く木鼻の彫刻の表現は地方色の濃いものとなるが、実肘木、蟬股などの細部意匠には、保守的な様式を残しており、室町時代末期の丹波地方における神社建



築を知る上で重要な遺構である。この本殿を中心に多種の高木樹が茂っている。鳥居東側には幹周約二メートルを初めとするスギの高木が一群となり、本殿・社務所の間にはクス・イヌマキが茂っている。そして、境内地より一段高くなった本殿西側には、幹周二・一五メートルのシラカシの一群があり、背面にはケヤキ、それに植林されたスギ林となつて広がっている。またモミジ・ツバキなどの木も境内に植えられている。

このように荒井神社の境内は、狭小ではあるが常緑広葉樹、落葉樹、さらに常緑針葉樹といった多彩な高木が茂る社叢となり、その景観がよく保たれている。



京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区件数一覧

(昭和63年3月31日現在)

種 別	建 造 物	美 術 工 芸 品									無 形 文化財	有 形 文化財	無 形 民 俗 文 化 財			記 念 物				合 計	文化財 環境保 全地区 (決定)	総合計	
		作 数	棟 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡・ 典籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料			小 計	風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物				小 計
指 定	57	△1 9	△5 16	2	4	7	1	1		15	認定1 1		△1 1	3	△1 4	6	3	2	11	△2 41	15	△2 56	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		2	1	17			2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9	△2 47	
	59	△1 7	△3 18	3	3	2		1	1	10		1	1	6	7	2	△1 3	1	△1 6	△2 31	11	△2 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		2	1	11						2	1	2	5	△1 23	4	△1 27	
	61	10	39		1		1			3						2	1	2	5	18	5	23	
	62	3	8	3	3			4	2	12						1	1	1	3	18	4	22	
指定計		△5 45	△13 114	17	18	15	2	11	5	68	2	1	△1 4	13	△1 17	15	△1 12	9	△1 36	△7 169	48	△7 217	
登 録	57	▲2 25	▲7 44	5	2	4		1		12				6	6					▲2 43		▲2 43	
	58	7	11		2	1				3				4	4			5	5	19		19	
	59	11	15		2					2				5	5			1	1	19		19	
	60	5	11		2					2		1	1	5	6					14		14	
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8		6	3	9					23		23	
	62	4	10			2		2		4		2	5	1	6					16		16	
登録計		▲2 58	▲7 100	6	9	9		5	1	1	31		3	12	24	36		6	6	▲2 134		▲2 134	
合 計		△5 ▲2 103	△13 ▲7 214	23	27	24	2	16	6	1	99	2	4	△1 16	37	△1 53	15	△1 12	15	△1 42	△7 ▲2 303	48	△7 ▲2 351

(注) (1) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(2) ▲印は、府指定文化財に指定されたため、京都府の登録が取消しとなった件数(棟数)で内数である。

京都の文化財（第六集）

昭和六十三年三月 発行

編集発行 京都府教育委員会
印刷所 昭和堂印刷所